

第2期河南町地域福祉計画 (素案)

平成 25 年 2 月

河南町

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 地域福祉とは.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の性格と位置づけ.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1 統計にみる地域社会状況.....	8
2 現状からみる地域福祉における課題.....	14
第3章 計画のめざす方向	
1 計画の基本理念.....	18
2 計画の基本目標.....	19
3 施策の体系.....	20
第4章 施策の展開	
1 誰もが自立し、安心して暮らせるしくみづくり.....	22
2 地域で支え合う人・ネットワークづくり.....	32
3 地域に参画できる環境づくり.....	40
第5章 計画の推進体制	
1 住民、事業者、行政等の協働による計画の推進.....	44
2 社会福祉協議会との連携による事業の推進.....	47
3 計画の公表及び評価.....	48
資料編	
1 住民懇談会実施概要.....	50
2 策定委員会設置要綱.....	67
3 策定委員名簿.....	68
4 用語解説.....	69

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

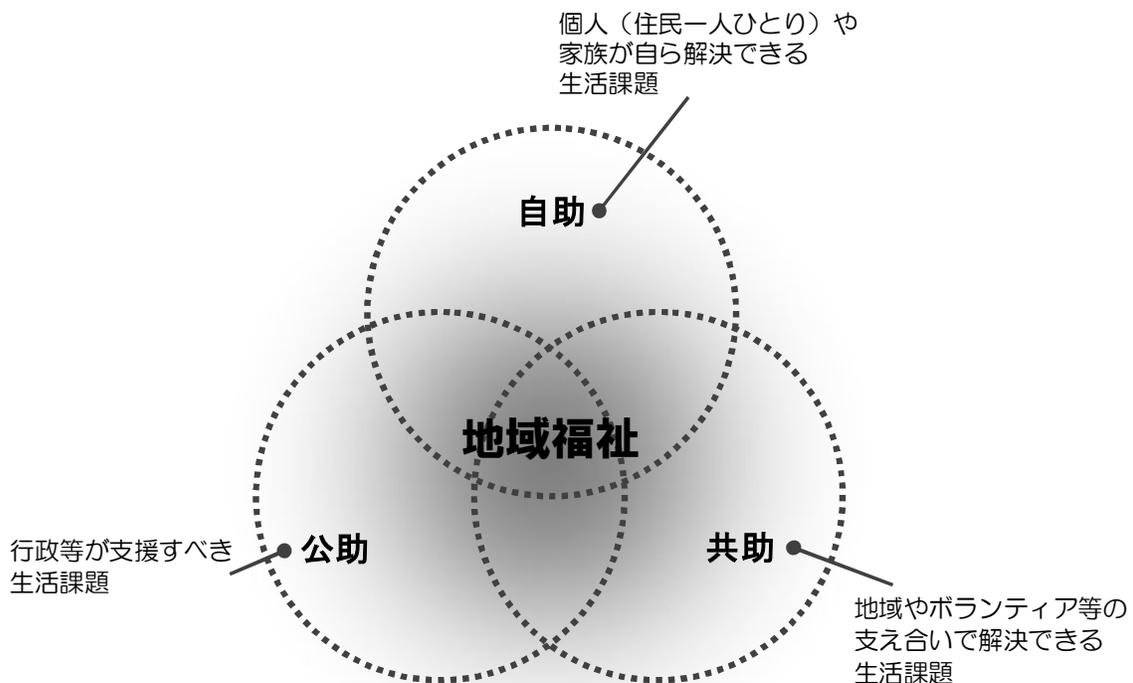
これまで福祉は、どちらかと言えば社会的に弱い立場にある人に対しての施策として捉えられていましたが、今日では日々の暮らしの場である地域において、そこに住む人々が生活していく中で、何らかの支援や支え合いを必要とする人への対応も視野に入れた幅広い概念のものへと変化しています。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で生活していく上において、心豊かに安心して暮らせるような仕組みを構築していくことが必要です。

このため、私たちは、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指して、自助（自ら解決する）、共助（地域等で支えあう）、公助（行政等が支援する）というそれぞれの役割の中で特性を生かした取り組みが必要です。

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人たちが抱える日常生活の不安の解消やさまざまな福祉課題を、自分たちが住んでいる地域という場所で、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことです。

■「自助」「共助」「公助」の関連イメージ



2 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化社会の到来、家族形態の変化など、近年の社会情勢の変化の中、個人の価値観や生活様式の多様化などから、人と人との「つながり」や「相互扶助」が弱まり、近隣住民の人間関係が希薄になるなどお互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

また、高齢者の孤独死、災害時等の要援護者の支援など新たな問題も生じ、プライバシー意識の高まりなどから家庭内や地域住民間のコミュニケーションが不足し、児童・高齢者等虐待、引きこもりなどの社会問題も起きてきています。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災において、改めて地域における支え合いの必要性が再認識されました。災害や緊急時における高齢者や障がいのある人などの避難誘導・支援体制が適切に行われるためには、日常からのつながりが大切です。

そのため、日々の生活の場である地域において、住民自らが、様々な住民主体の活動や住民と行政との協働によって、今後、増大する福祉課題を解決していくためには、本町でも新たな支え合いのあり方や助け合いの仕組みづくりが重要となってきます。住民一人ひとりの幸せな暮らしを支えていくために、住民と行政の協働のもとで、新たな地域ケア体制を構築し地域力を活かしたネットワークをつくり、福祉のコミュニティを強化することが必要です。

平成20年3月の河南町地域福祉計画策定後、介護保険法の改正及び障害者自立支援法の制定等により、公的福祉サービスが分野ごとに整備されていく一方で、平成20年3月の厚生労働省「これからの地域福祉のあり方研究会報告書」でも指摘されているように、公的福祉サービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化してきており、こうした状況の変化に対応できるよう計画に見直しが必要です。

「第2期河南町地域福祉計画」の策定にあたっては、住民一人ひとりが身近な生活の中で生じた課題を、自らの問題として捉え、その解決に向けて地域福祉の担い手となっていくことも求められています。

そのために、地域での支え合いや助け合いといった、地域全体の福祉ネットワークの構築に向けて、地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割の中で、お互いが力を合わせる関係をつくり、社会経済情勢、住民ニーズ等の変化を踏まえ地域で支える仕組みづくりを目指すとともに、地域福祉推進のための新たな共通理念や福祉ビジョンの策定が必要です。

3 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

地域福祉の推進計画は、社会福祉法第 107 条で市町村が「地域福祉計画」を、第 108 条で都道府県が「地域福祉支援計画」をそれぞれ策定することが規定されています。「河南町地域福祉計画」は、社会福祉法第 4 条に規定された「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」という新しい社会福祉の目的を明確にし、本町の実情に合った地域福祉を計画的に推進するためのものです。

少子高齢化の進行、核家族化、地域コミュニティの弱体化等を背景に、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会が変容しつつある中で、ボランティアやNPOなどによる活動は社会福祉に限らず、社会教育やまちづくり等多様な広がりを見せ、活発化してきています。

こうした背景の中で、本計画は、現代社会における地域社会・地域福祉の役割と方向性を見出し、実現させるためのものです。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

なお、平成 19 年 8 月 10 日付社援発第 0810001 号厚生労働省社会・援護局長通知により、1～3 の他、次の事項を盛り込むことが定められている。

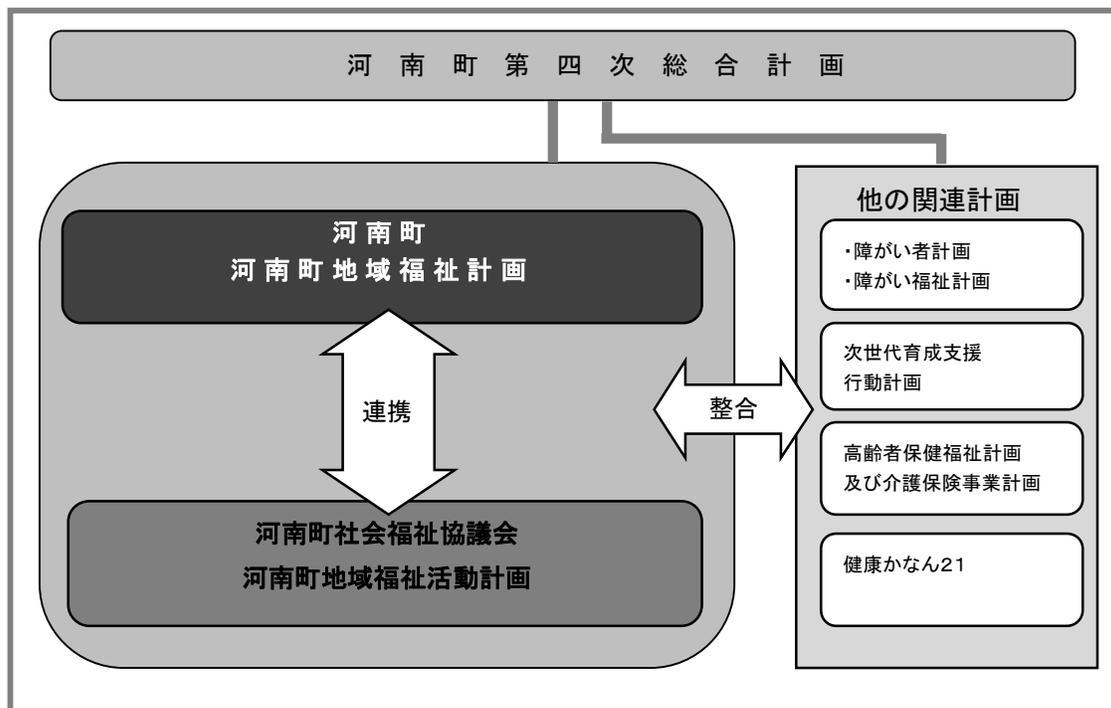
- ア 要援護者の把握に関する事項
- イ 要援護者情報の共有に関する事項
- ウ 要援護者の支援に関する事項

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画に基づき策定するものであり、本町の地域福祉の水準を高めていくための指針となるものです。

また、本計画は「河南町第四次総合計画」を上位計画とし、「障がい者計画及び障がい福祉計画」「次世代育成支援行動計画」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「健康かなん21」を包含する福祉の基本計画とするとともに、地域福祉の推進に中心的役割を担う社会福祉協議会における行動計画としての河南町地域福祉活動計画と相互に連携・整合を図るために「第2期河南町地域福祉計画」を一体的に定めるものです。

■関連計画との関係



(3) 計画期間

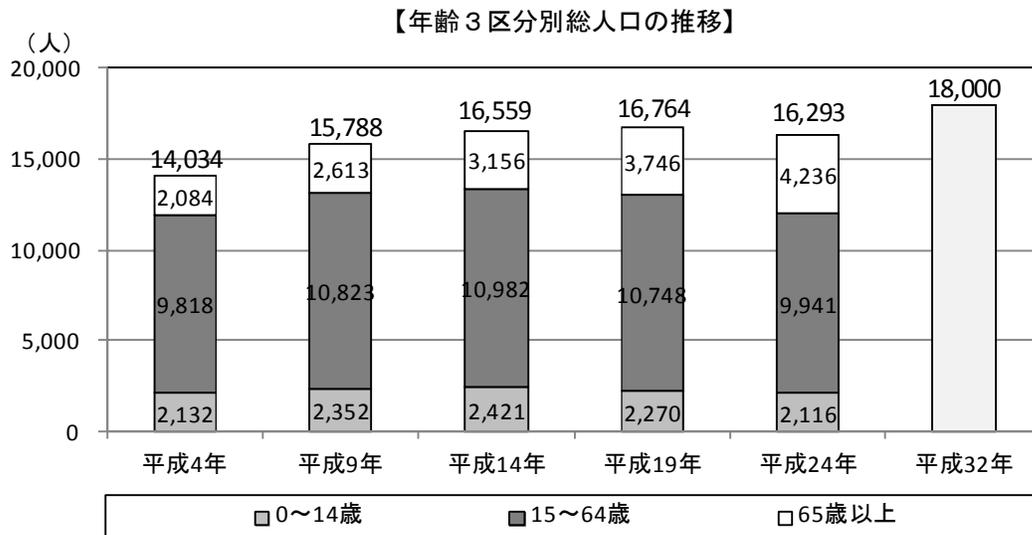
本計画の計画期間は平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

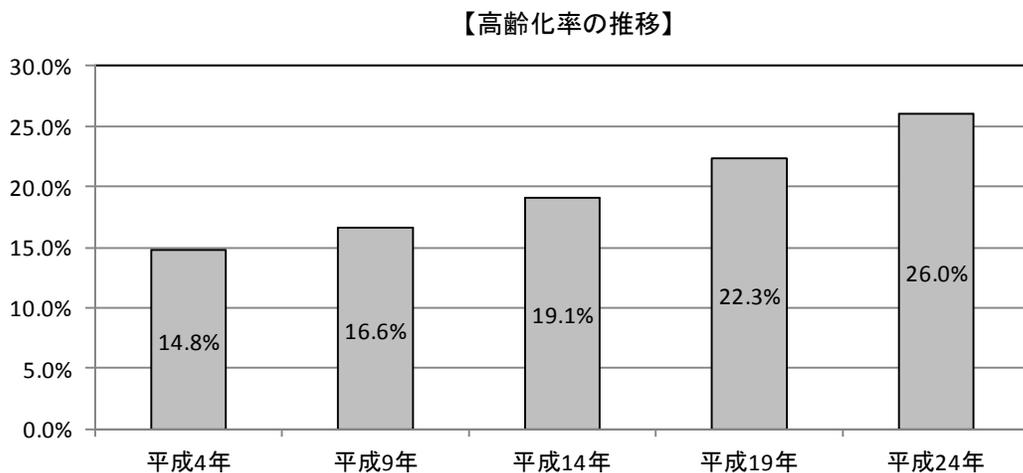
1 統計にみる地域社会状況

(1)人口・世帯の動向

平成 24 年3月末の住民基本台帳によると、河南町の総人口は 16,293 人となっており、平成 19 年まで増加していましたが、平成 24 年では減少しています。なお、河南町第四次総合計画においては、平成 32 年の目標人口を 18,000 人と推計しています。年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）は平成 14 年までは増加していますが、平成 19 年には減少に転じています。一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加し続けており平成 24 年で 4,236 人となっています。高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は 26.0%で、高齢化の進行がうかがえます。



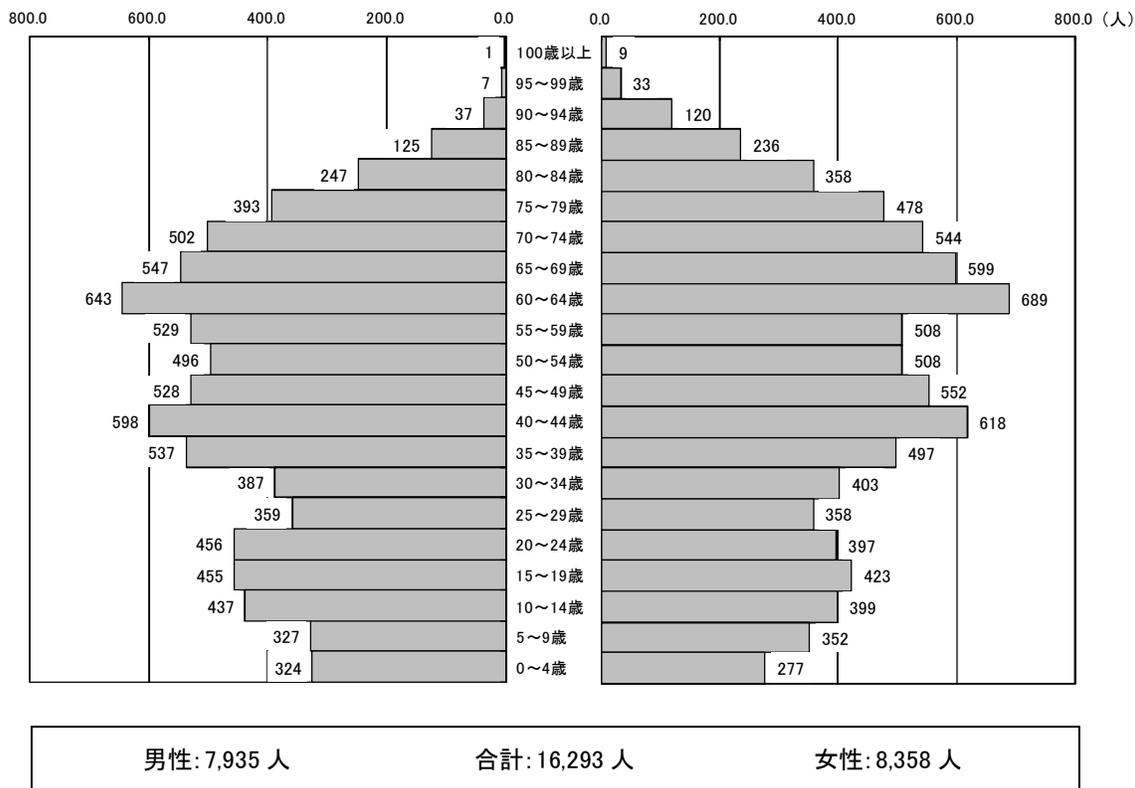
※平成 32 年については推計人口 資料:住民基本台帳各年3月末



資料:住民基本台帳各年3月末

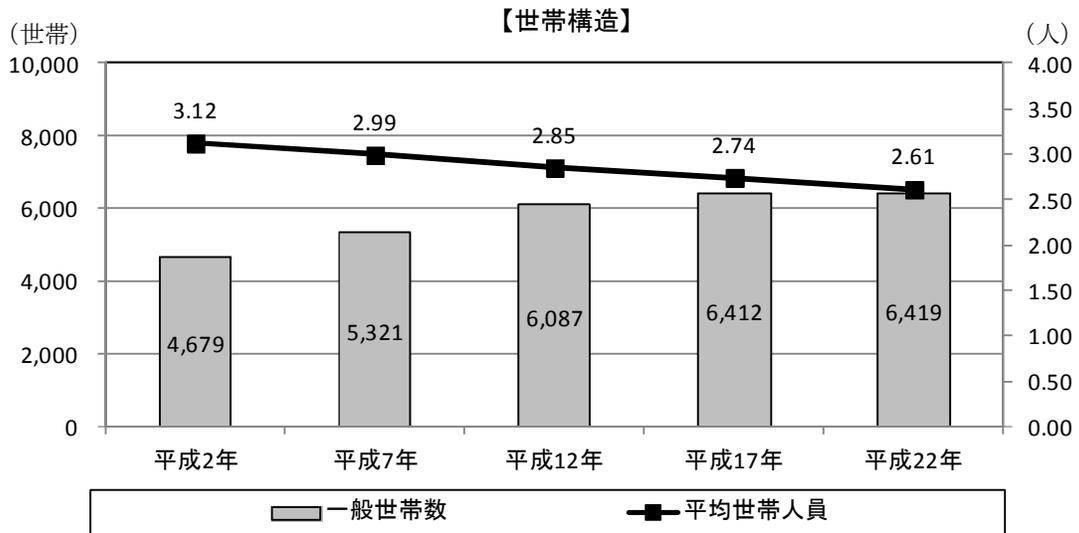
平成 24 年 3 月末の年齢・男女別の人口構成をみると、年齢別では団塊の世代となる 60～64 歳人口が最も多くなっています。

【平成 24 年 年齢・男女別人口】



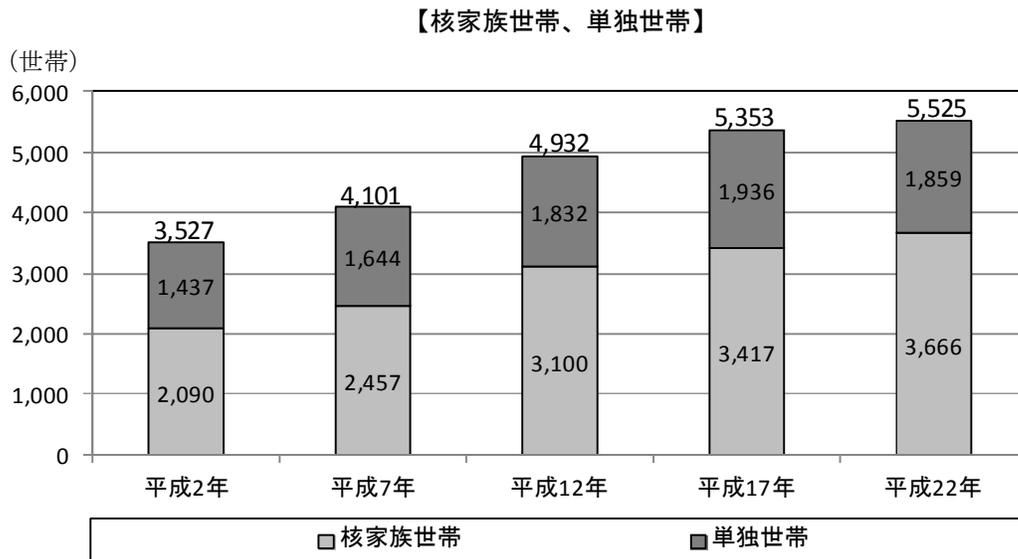
資料: 住民基本台帳平成 24 年 3 月末

総世帯数については、平成 22 年で 6,419 世帯となり、経年で増加傾向にあります。1 世帯あたりの人員数については減少傾向が続いており、平成 22 年では 2.61 人となっています。



資料: 国勢調査

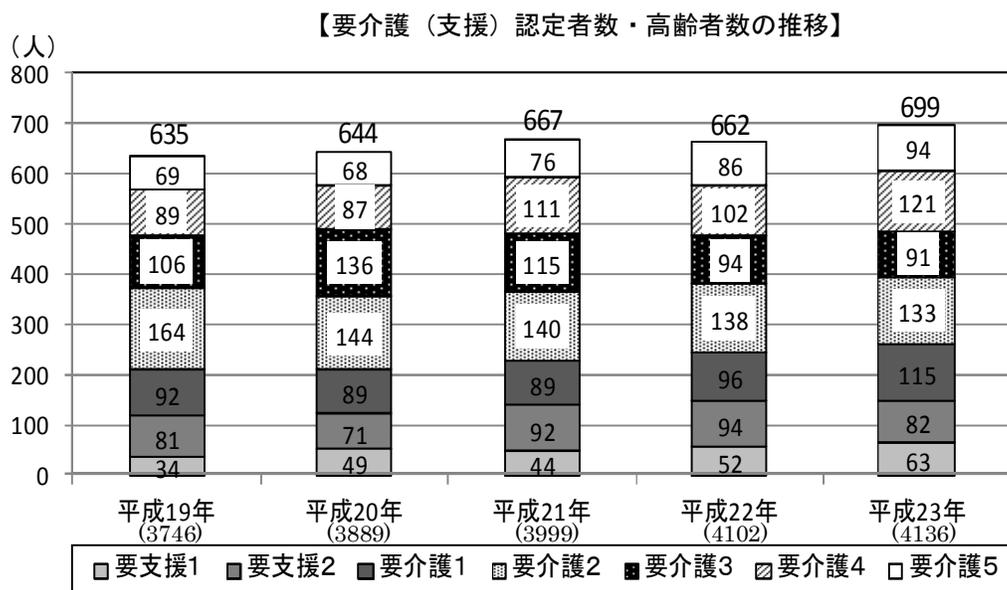
平成 22 年の核家族世帯は 3,666 世帯、単独世帯は 1,859 世帯となり、特に核家族世帯は増加を続けており、家族形態の多様化がうかがえます。



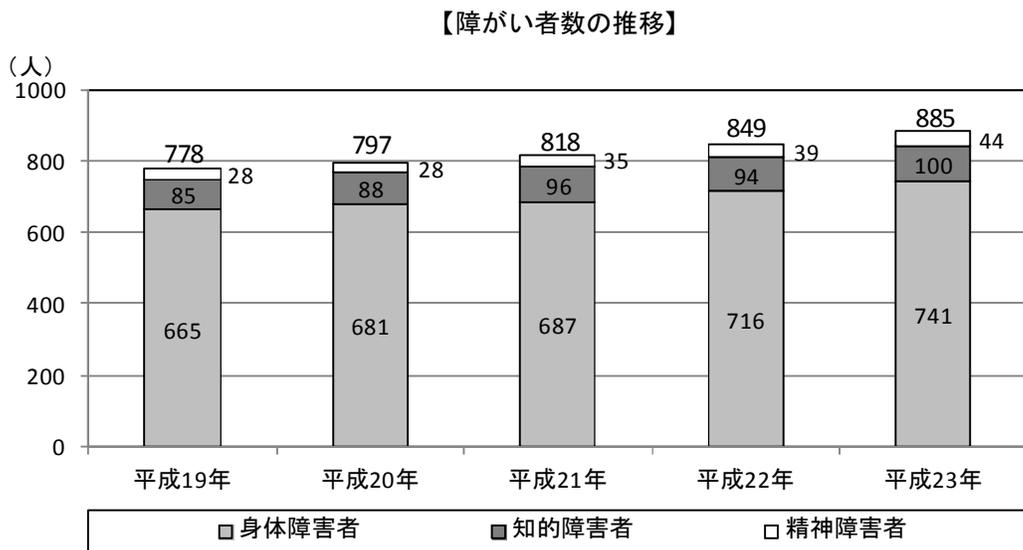
資料: 国勢調査

(2) 要支援者の状況

介護保険の要介護認定者の推移をみると、認定者数は増加傾向にあり、平成19年から平成23年までの4年間で64人増加しています。要介護度別にみると、平成23年までは要介護4の伸びが特に高くなっている一方で、要介護2・3は減少しています。

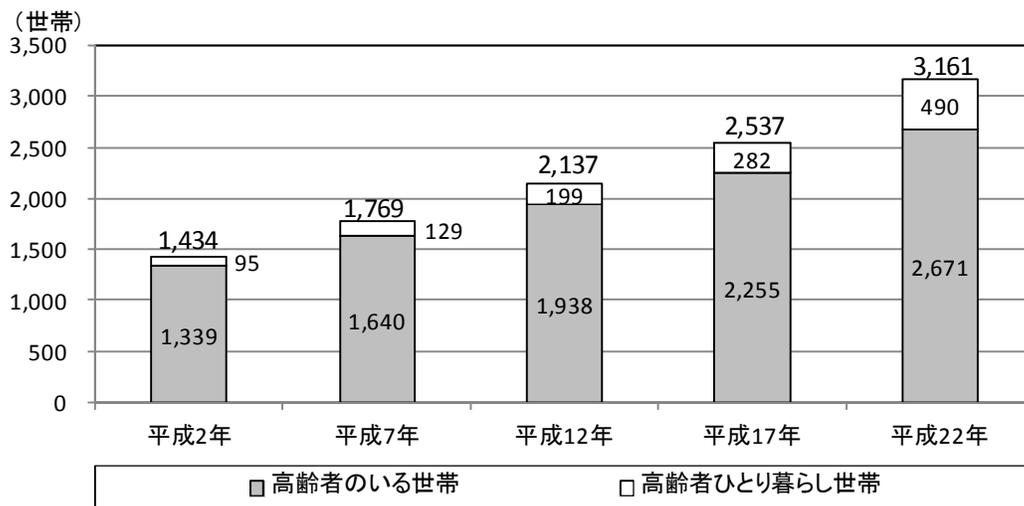


各種障害者手帳所持者数の推移をみると、手帳所持者は平成23年で885人となり、平成19年と比べて4年間で107人増加しています。特に身体障害者手帳所持者が増加しています。



高齢者のいる世帯数は、年々増加しており、特に高齢者ひとり暮らし世帯の増加率が高くなっています。平成 22 年において、65 歳以上の高齢者のいる世帯は 2,671 世帯、そのうち高齢者ひとり暮らし世帯は 490 世帯となり、いずれも経年で増加傾向にあります。

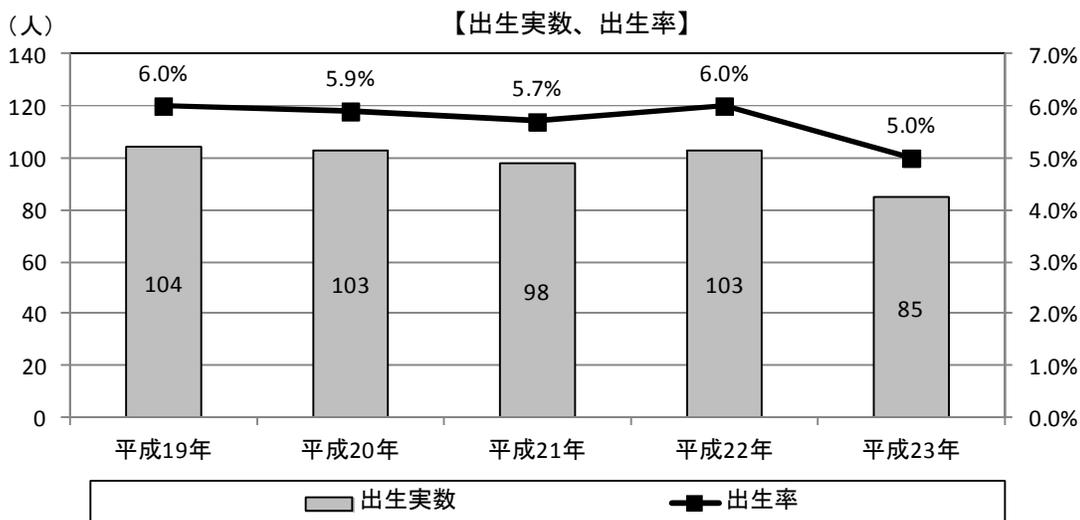
【高齢者のいる世帯、高齢者ひとり暮らし世帯】



資料：国勢調査

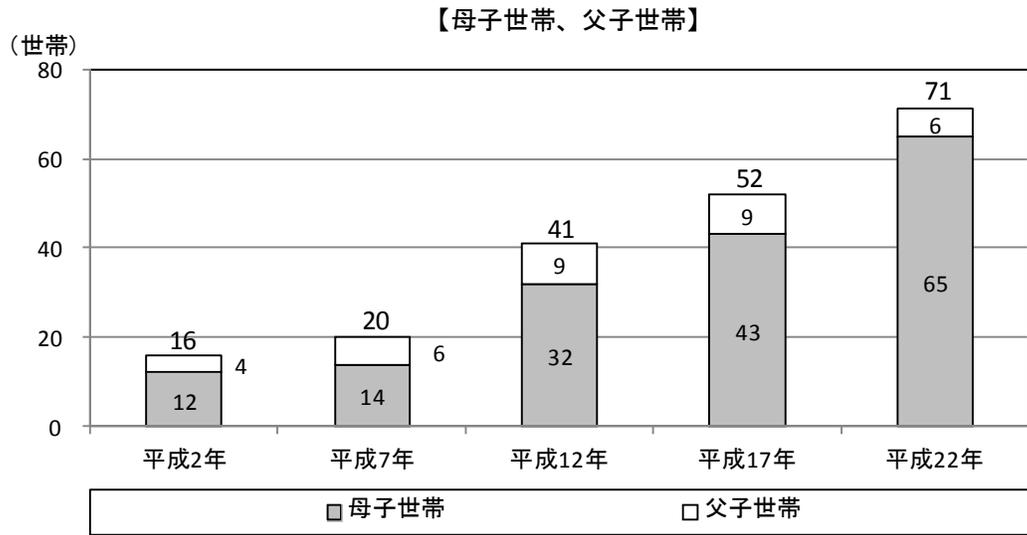
出生率については、平成 23 年で 5.0% となり、平成 22 年まではほぼ横ばい状態でしたが、平成 23 年で大きく減少しています。

出生実数についても、平成 23 年で 85 人となり、出生率と同じ傾向がみられます。

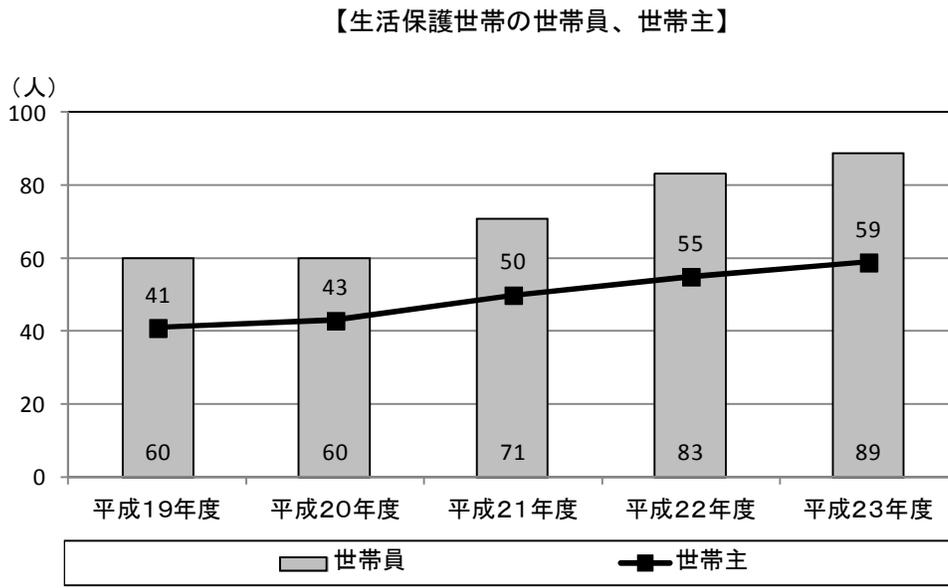


資料：人口動態総覧 保健所・市町村別(大阪府主要健康福祉データ)

平成 22 年において、母子世帯は 65 世帯、父子世帯は 6 世帯となり、母子世帯は経年で増加傾向にあります。



生活保護の世帯員及び世帯主数の推移をみると、年々増加しており、平成 23 年においては、世帯主が 59 人、世帯員が 89 人となっています。



2 現状からみる地域福祉における課題

(1) 地域における助け合い意識の向上

少子高齢社会を迎え、住民のライフスタイルが多様化する中で、河南町では、ひとり暮らしの高齢者が増えており、高齢単身世帯数は平成 22 年で 490 世帯となっています。

地域での交流が少なくなり、地域の暮らしの中で、不安を感じるが多くなることも考えられます。また、年齢や性別、障がいのある人ない人など、地域にはさまざまな人が生活しており、それぞれの抱える課題も多様になっています。

住民懇談会（P52 以降に住民懇談会実施概要に詳細記述）によると、「住民の連帯感が低くなっている」「近所の人との交流が少なくなった」といった意見がみられました。

その上で、地域活動について、「各地区で活動している団体の横のつながりを深める」「ふれあう機会の場を増やす」といった取り組みが考えられました。

この課題につきましては、第 1 期の河南町地域福祉計画にも重要な課題として取り組んできましたが、今後も引き続き、地域住民が協力し合える地域をつくるため、地域住民の一人ひとりの助け合いの意識を育て、地域における助け合い活動の基礎的な組織である自治会や地区福祉委員会を中心とした小地域ネットワーク活動等を通して、地域での助け合いの意識の向上に努める必要があります。

(2) 地域活動やボランティア活動の活性化と人材育成

近年、全国的に地域活動やボランティアへの関心が高まっており、住民懇談会では、「ボランティア人口が多い」といった意見がみられました。一方で、「各地区のボランティア活動をもっと知ってほしい」「ボランティアに参加する人が減少している」といった意見もみられました。

高齢者や障がい者への支援、子育て支援にかかわるボランティア、手話・要約筆記者等の福祉ボランティアの養成・確保に努めるとともに、社会福祉協議会や NPO 法人が行っているさまざまな活動が互いに連携しながら活性化していくよう、支援体制の強化が求められています。また、地域の人々が、ボランティアをはじめとする地域活動にスムーズに参加できる基盤づくりが必要です。

この課題も、第 1 期地域福祉計画から引き続いて検討を重ねている案件であり、さらに、団塊世代の地域社会における受け皿が課題となっており、新しいライフスタイルを導き出し、生きがいづくりや社会参加を地域全体で考えていくことが必要です。そして、地域での活動を円滑に効果的に進めるために地域活動とボランティア活動、支援してほしい人と支援できる人との調整機能が必要とされます。

(3) 地域における世代間のコミュニティ活動の支援

三世帯世帯などの減少に伴う世代間交流の減少は、地域におけるコミュニティ機能の低下へと繋がっていると指摘されています。

住民懇談会では、「近所の人たちとの付き合い方が難しく思う」「住民同士の付き合いが薄い」といった意見がみられました。

地域での支え合いを進めていくには、大人が子どもや若い世代に地域の良さを伝えるとともに、身近な人同士が地域で気軽に集まり、地域での交流を活性化することが必要です。

(4) 保健福祉サービスの相談窓口の充実

保健福祉サービスを利用する際は、行政の担当部署や社会福祉協議会、また、地域の地区福祉委員等の相談窓口がありますが、身近に相談できる人がいない、あるいは相談窓口があっても行くことのできない人などさまざまな状況があり、また、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）、引きこもり等新たな課題として社会問題化している事例についても相談体制の整備が求められています。

そのため、町の広報紙をはじめ、さまざまな媒体を活用した情報提供やサービスの相談窓口の周知を図るとともに地域においては地区福祉委員や地域団体等と緊密な連携・協力を行うなど行政等と地域が一体となった相談体制の充実が求められています。

また、第1期地域福祉計画からの課題で、相談内容を関係機関で共有できるネットワークを構築し、そこから施策へと反映する仕組みづくりも重要課題となっています。

(5) 在宅支援サービスの充実

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが地域で心豊かに充実した生活を送ることができるよう、地域での見守りや声かけなどの活動や在宅支援を必要としている人に対する理解と意識の向上が求められます。また、自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅支援サービスの一層の充実と適切なサービスを利用できるための仕組みや環境づくりが必要です。

本町でも高齢化が進行し、65歳以上の高齢者が平成24年で26.0%を占め、高齢者のいる世帯についても平成22年から増加を続け2,671世帯となっています。また、家族介護者の高齢化により、在宅での生活が困難な状況がうかがえます。

サービスに対するニーズが多様化・複雑化する中で、地域の中にある社会資源を活用した既存の枠にとらわれないサービスの充実や、今後は、高齢者に対する支援と同時に、育児支援や精神障がい、発達障がいなど、現行制度の狭間にあり、支援が十分に行き届いていない対象者に対して、第1期地域福祉計画からの引き続き課題として、積極的に対応していくことも必要とされています。

(6) 地域の防犯活動の推進

青少年を取り巻く環境の悪化や、地域における互助機能の低下など、様々な社会の悪循環を背景に、犯罪の多発や凶悪化が全国的な社会問題になっています。

住民懇談会では、防犯に対する取組みとして、「青パト・徒歩巡回パトロールの推進」「防犯カメラの充実」等が提案されています。

また、最近では高齢者などを狙った悪徳商法や子どもの犯罪被害等が頻発していることから、近隣住民同士の交流や見守り、声かけを通して日ごろからのつながりを強めるとともに、防犯に対応できる地域づくりを進めていく必要があります。

(7) 地域の防災活動の推進

地震など大規模災害が起きた時、高齢者や障がい者など、援護の必要な人が困らないような対策を講じることが必要です。

住民懇談会では、防災に対する取組みとして、「要援護者マニュアルのさらなる展開」「災害時弱者に対する支援体制の推進」等が提案されています。

災害発生時においては、災害時要援護者の避難が難しく、また生命や身体の危険に直結するため、救出・救護体制を整える必要があります。

(8) バリアフリー化の推進

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、生活領域を拡大し、さまざまな社会参加が可能となるよう、気軽に安心して移動できる環境整備が必要です。

本町では、現在、やまなみホールに來場する人の利便性を図るため、町内を循環している「やまなみバス」が運行されていますが、運行地域が限られ、本数が少ないなど利便性についての課題があります。また、道路や公共施設、民間施設などのバリアフリー化は取り組まれていますはまだ十分とは言えません。

生活環境の充実を図ることは、住民の交流を進めるために、また、住みやすい安全な地域づくりを進めるために大切なものです。バリアフリー環境、交通環境の整備により、だれもが暮らしやすい地域づくりに努め、多くの人々が利用する公共施設などのバリアフリー化をさらに進め、人にやさしいまちづくりを推進するための取り組みが求められています。

第3章 計画のめざす方向

1 計画の基本理念

地域をつなぐ 思いやりの心が育む 温かいまち ～共助による 安全・安心の地域づくり～

河南町は、美しい自然や歴史に恵まれた豊かなまちです。平成21年度に策定された「河南町第四次総合計画」においては、『豊かな自然と文化 ともに創る笑顔あふれる元気なまち』を将来像として掲げています。

また、「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らす」という誰もがもっている願いを実現するには、福祉制度の充実に加え、人々が互いに助け合い支え合う地域の力を高めていくことが大切です。

一方で、全国的に進行している少子高齢化は本町においても例外ではなく、それに伴い核家族化や地域のつながりの希薄化などが懸念されています。「向こう三軒両隣」といわれたような身近な地域、隣近所はもちろんのこと、地域社会の最小単位であり、福祉の原点、地域の原点である「家族・家庭」のつながりを再構築していく必要があります。そうした背景の中、地域福祉は子どもからお年寄り、障がい者など、本町に住むすべての住民がいきいきと自分らしく安心して暮らしていくために、なくてはならないものといえます。本町においては自助・共助・公助の考え方を基本とした地域福祉を根付かせ、住民一人ひとりが責任をもって思いやりの心が育むまちづくりに向けて、第1期計画におけるテーマ・考え方を継承していきます。

2 計画の基本目標

本計画の核となる考え方は第一期の計画を踏襲し、次の3つの基本目標を定め、各々の目標の実現に向けて体系化を行い、地域の抱える課題解決に向けて取り組みます。

基本目標1

(1) 誰もが自立し、安心して暮らせるしくみづくり

住民一人ひとりが、生涯にわたって健やかに生きがいを持って生活を送ることができるよう、自分に合った適切なサービスを自らの意思で選択できるしくみをつくります。

基本目標2

(2) 地域で支え合う人・ネットワークづくり

住民一人ひとりが、住み慣れた地域でともに支え合い、助け合えるよう、福祉に対する意識をはぐくむとともに、地域住民やボランティア団体など、地域福祉を担う人々すべてで地域福祉を支えるまちづくりを進めます。

基本目標3

(3) 地域に参画できる環境づくり

住民一人ひとりが、地域福祉の計画や活動に参画できる、参画しやすい環境をつくり、住民が主体的に活動できるまちづくりを進めます。

3 施策の体系

基本目標	取り組みの方向・具体的な取り組み	今後の取り組み方針
基本理念 地域をいっしょに 思いやるの心が育び 温かいまち	1 誰もが自立して、安心して暮らせる社会の実現	(1) 情報提供・共有体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 情報提供体制の充実 ② 関係機関との連携
		(2) 相談支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 相談支援体制の整備 ② 地区福祉委員などとの連携
		(3) 多様な福祉サービスの育成・支援 <ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア等への活動支援の充実 ② 事業者等への支援の充実
		(4) 防犯・防災に対する体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の防犯活動への支援 ② 地域の防災活動への支援 ③ 要援護者への支援
		(5) あらゆる人に対する権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度の周知と利用者への支援 ② 日常生活自立支援事業の基盤整備 ③ 生活保護等各種制度の適切な運用 ④ 虐待防止の啓発と支援
	2 地域で支え合う人・ネットワークの実現	(1) 福祉意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉に関する教育・学習の場の促進 ② 福祉に関する積極的な情報提供
		(2) 地域活動の担い手づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 地域活動を担う人材の育成 ② ボランティア活動の普及・啓発 ③ 参加につなげるしくみづくり ④ 地域活動を推進するリーダーの発掘・育成
		(3) 地域のつながりづくり <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の組織・団体の連携 ② 地域住民同士の交流促進 ③ 地域の見守り体制づくり ④ 社会参加の促進 ⑤ 世代間交流の促進 ⑥ 交通手段確保のための対策の検討
		(4) 地域福祉団体・社会福祉協議会との連携 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域活動に関わる各種団体との連携 ② 社会福祉協議会の活動との連携
	3 地域に参画する	(1) 地域福祉活動への住民参画 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民参画への意識啓発 ② 住民参画のための体制づくり
		(2) 地域活動の拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 自治会・小学校区単位での活動拠点づくり

第4章 施策の展開

1 誰もが自立し、安心して暮らせるしくみづくり

(1) 情報提供・共有体制の充実

利用者自身が福祉サービスを選択し、個人のニーズにあった福祉サービスを決定する時代へと移り変わり、サービスの種類や提供者が多様化している中、自分に最も適したサービスを選択するための効果的な情報提供体制が求められています。

役場の窓口や広報紙をはじめ、パンフレット、インターネット等多様な媒体の活用を通して、福祉サービス・制度等の周知徹底を図っていく必要があります。

また、住民の参画と協働によるまちづくりを進めていく上では、住民、福祉団体、事業者、行政間での情報の共有が必要です。町で実施している活動内容などを説明し、参画しやすくするための情報提供を行うよう努めます。

■取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
①情報提供体制の充実	・行政等から提供される情報については、関心を持って必ず目を通し、情報の把握を心がけましょう。同時に、行政窓口を訪ねるなど、必要とする情報を自ら積極的に収集するよう心がけましょう。また、福祉サービスを利用する際には、情報入手に努めるとともに、福祉ニーズの発信に努めましょう。
②関係機関との連携	・回覧板などを利用し、住民同士の交流を通じて必要な情報の伝達や共有を図っていきましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①情報提供体制の充実	・地域において不足している福祉サービスの実施・創出など、新しいサービスを積極的に対応できるようにするとともに、内部研修の実施や外部研修へ積極的に参加し、見識の向上を図り、地域に必要な情報を提供しましょう。
②関係機関との連携	・地域の会合や施設見学など、互いの行事への参加を通じて信頼関係を築くとともに、協力しあいながら地域における福祉サービスの質を高めていく仕組みづくりを進めましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報紙やホームページを媒体として情報提供を行います。 ・高齢者向けに文字を大きくしたり、障がい者向けに情報の受け手の特性に合わせた福祉サービス情報の提供を行います。 ・サービス内容や利用の手続きの情報をわかりやすくまとめた冊子等を作成します。 ・子育てに関する情報を記載した「子育てマップ」やバリアフリー情報などを記載した「福祉情報マップ」を作成します。 ・情報の入手が困難とされる高齢者や障がい者にはその家族に対して説明するなど、各種情報が行き届くように努めます。
②関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉に関する必要なサービスの情報がいつでも、どこでも入手できるよう、関係機関と連携し情報提供体制を整備していきます。

(2) 相談支援体制の整備

地域住民が抱える課題、問題などを早期に発見し、深刻な事態になる前に適切に対応するためには、相談体制の充実が必要です。また近年では、利用者自身にも福祉サービスを選択することが求められていることから、相談の果たす役割はより一層大きなものとなっています。

地域において、そこに行けば相談でき、内容によっては専門的な機関へとつなぐことができるような窓口の設置に努めます。

■ 取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
① 相談支援体制の整備	・ 地域にお住まいの高齢者、障がい者及び児童等に対して、地域の皆が声をかけ合い、ふれあう機会を増やし、相談しやすい環境を作りましょう。
② 地区福祉委員などとの連携	・ 地域における身近な相談機能として、地区福祉委員などに地域福祉にかかる情報を積極的に提供しましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
① 相談支援体制の整備	・ 社会福祉協議会では「いきいきネット相談支援センター」を設置しており、介護や子育て等、様々な悩みを抱えている人の、あらゆる相談にコミュニティソーシャルワーカーや社会福祉協議会の専門員が応じましょう。
② 地区福祉委員などとの連携	・ 地域における身近な相談機能としての地区福祉委員などとの連携を密にし、協働して地域福祉を推進していきましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを中心とした、相談機能や支援体制のより一層の充実とともに、必要に応じて専門機関にスムーズにつなげられる体制づくりに努めます。また、相談を受ける職員一人ひとりについても専門性の知識の向上をめざします。 ・福祉サービスを利用する場合は、複数のサービスを必要とする事も多く、また、サービス内容が福祉分野に限られる訳では無いため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、サービスを総合的に提供する場合が必要となります。そのため、サービスをマネジメントする仕組みを相談支援体制の整備及び強化をすることで対応できる仕組みづくりを推進します。
②地区福祉委員などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における身近な相談機能として、地区福祉委員などとの連携を強化し、情報提供や活動支援を推進していきます。また、地区福祉委員会などとの連携を強化することにより、福祉サービスに結びついていない要支援者の発掘や、その要支援者に対する福祉サービスの提供に係る支援を行います。

(3) 多様な福祉サービスの育成・支援

地域に暮らす誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実が不可欠です。「次世代育成支援行動計画」、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者計画及び障がい福祉計画」及び「健康かなん21」等に基づいた福祉サービスを充実させ、十分なサービス量を確保していくと同時に、高齢者や障がい者の社会参加、生きがいつくりなど、住民自身の活動についても支援が必要となっています。

公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア、NPO等が実施している様々なサービスを促進させ、地域全体で自立を支えるための事業を育成する基盤づくりを進めていきます。

■取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
①ボランティア等への活動支援の充実	・ボランティア活動等に積極的に参加しましょう。 ・いきいきサロン等の福祉イベントに積極的に参加しましょう。
②事業者等への支援の充実	・福祉サービスを利用する際には、利用者としてのマナーに心がけましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①ボランティア等への活動支援の充実	・ボランティア等が行う福祉サービスについて、研修の実施や情報の提供を行うなど、福祉に関わるサービスの全体的な充実を図りましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①ボランティア等への活動支援の充実	・町社会福祉協議会等が行うボランティアの育成に係る研修や情報の提供を支援します。
②事業者等への支援の充実	・福祉サービス事業者等の適正な運営と質の向上のための情報提供を実施するとともに、意見交換の場の確保に努めます。

(4)防犯・防災に対する体制の充実

地域の安全・安心については、児童を巻き込んだ犯罪や高齢者や障がい者などを狙った詐欺事件などが多発し、深刻な社会問題となっています。このような社会状況のもと、全国各地では、地域住民自らが自主的にパトロールを行い、地域安全に関する情報を発信するなど、様々な自主的・自発的な取り組みが行われています。本町でも防犯灯の設置をはじめ、犯罪のおきにくいまちづくりを進めるために、住民・地域・警察等行政機関との連携を深めるなど体制を整備していくよう努めます。

また防災対策では、平成23年3月に発生した東日本大震災の際に、要援護者の把握や安全な場所への誘導・受入体制、避難所における認知症高齢者や障がい者への対応等の課題が明らかになりました。

地域には様々な人が生活しており、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者、また、障がい者などは、災害や緊急時の避難の際に助けが必要となります。このような要援護者の所在をどのように把握するのか、また、緊急時の救援活動はどうなるのか、課題も多い状況です。

地域による見守りや声かけなどで日頃からのつながりを強めるとともに、災害時や緊急時の対策や自主防災組織充実を進めていくよう努めます。

■取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
①地域の防犯活動への支援	<ul style="list-style-type: none">・不審者をみたら通報するよう心がけましょう。・悪徳商法等防犯に関する情報の共有を図り、被害に遭わないよう呼びかけましょう。・「子ども 110 番」に登録したり、「かなん安全・安心メール」や大阪府警察による「安まちメール」を活用するよう心がけましょう。
②地域の防災活動への支援	<ul style="list-style-type: none">・避難場所や防災設備を確認しておきましょう。・地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。・日ごろからの防災に関する情報収集に努めるとともに、災害危険箇所の相互通報に心がけましょう。
③要援護者への支援	<ul style="list-style-type: none">・日ごろから地域の中で人間関係を深め、緊急時の支援を依頼しておくよう心がけましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①地域の防犯活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青色回転灯防犯パトロールや徒歩防犯パトロールなど、地域の見守り活動をはじめとした防犯体制の強化を図りましょう。 ・ 声かけ運動や地域における防犯パトロール活動の実施、子どもの登下校にあわせて散歩するなど、地域の中で自主的な防犯活動を進めましょう。
②地域の防災活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、防災教室の開催や避難訓練の実施、自主防災組織の立ちあげなど、地域の自主的な防災活動を進めましょう。
③要援護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内を各地域に分け、地域担当の活動推進職員を配置しましょう。 ・ 近隣住民等の活動者が活動する拠点として活用できる場所（空家、空き保育園）等の確保や環境整備を支援しましょう。 ・ 地域包括支援センター等の専門機関と地区福祉委員、近隣住民等活動者との日常的な協力関係をつくりましょう。 ・ 住民や関係機関が先進地の取り組みから学ぶ研修会を開催しましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①地域の防犯活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ かなん安心安全メールや防災行政無線等で防犯についての情報を提供します。 ・ 住民の防犯意識を高めるため、広報紙への掲載や講座を開催するなど、各種啓発活動を充実します。 ・ 地域における防犯活動の結成を呼びかけ、活動を支援していきます。 ・ 悪徳商法や不審者等に関する情報提供の充実を図ります。 ・ 交通事故や防犯のため、防犯灯（LED）の設置について助成します。
②地域の防災活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関と連携し、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川等の都市基盤施設の効果的整備に努め、農地などの貴重なオープンスペースや学校などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保します。 ・ 地すべり、かけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び防災工事など各種の予防対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。また、地すべり等による土砂災害の発生が予測される危険箇所の正確な実態の把握に努めます。
③要援護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者登録制度について広報・周知し、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集します。 ・ 定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど要援護者情報更新に努めます。 ・ 平常時から危機管理関係部局を中心とした横断的組織を設けて、情報の伝達・管理体制や安否確認、避難誘導等一連の指揮・命令系統を明確にします。 ・ 警察、消防機関、保健所等の行政機関や自主防災組織、社会福祉協議会、地区福祉委員、福祉サービス事業者、NPO等と協力して要援護者の支援にあたることとなるため連携強化に努めます。

(5) あらゆる人に対する権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

今後は、認知症高齢者の増加とともに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談件数の増加が予想されます。

さらに、近年の雇用状況の悪化等により、高齢者や障がい者以外でも、生活保護受給者やその可能性のある人が今後増加することが予想されます。社会の一員として、高齢者や障がい者はもちろん、生活困窮者や母子家庭など、あらゆる対象への権利擁護を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくよう努めます。

■取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
①成年後見制度の周知と利用者への支援	・成年後見制度や福祉サービス利用援助事業についての知識を身に付け、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。
④虐待防止の啓発と支援	・家庭内の介護疲れや子育てによるストレスを感じた時には地域の地区福祉委員に相談しましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①成年後見制度の周知と利用者への支援	・認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々が、各種契約や手続きを行うときに、不利な契約を結ばないよう法律的に支援し、自己決定を尊重して、その権利や財産を守るため制度の普及、啓発を図りましょう。
②日常生活自立支援事業の基盤整備	・判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理など利用者の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、普及、啓発を図りましょう。
④虐待防止の啓発と支援	・児童、高齢者虐待及び障がい者虐待等の防止・早期発見するため、民生委員児童委員を中心とした地域のネットワークを活用し、各種虐待対策に努めましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①成年後見制度の周知と利用者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について周知啓発を行い、適切な利用促進を図ります。また、利用しやすい基盤整備を図るとともに、対象者の把握や利用者支援を推進します。
②日常生活自立支援事業の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会等が行う日常生活自立支援事業に係る情報の提供等の支援を行います。
③生活保護等各種制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員などの関係機関と連携しながら、生活保護制度をはじめとした各種事業の適切な運営を図ります。
④虐待防止の啓発と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待・児童虐待及び障がい者虐待の防止に向け、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組めます。 ・虐待などの早期発見や適切な保護や支援のため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するための体制整備を推進します。 ・虐待防止に係る啓発に努めます。

2 地域で支え合う人・ネットワークづくり

(1) 福祉意識の醸成

一人ひとりを尊重する人権尊重の視点、すべての人々を社会の構成員として包み支え合うという視点、人を思いやる心は地域福祉を進める上で不可欠であり、基本でもあります。しかし、社会の変化や少子高齢化、家族形態の多様化が進む中、地域社会での交流が少なくなってきたおり、人と人との心のふれあいを通じた心の育みができにくくなっている状況があります。

子どもから大人まですべての住民が地域活動に参加し、お互いの気持ちや助け合いの心を大切に、思いやる心を育てていくことが地域福祉を推進していく上で大切なこととなります。

子どもの頃からのボランティア活動の実践や福祉体験、また大人に対しても、福祉に関する学習の機会やボランティア実践の推進、さらに福祉の情報を理解しやすいかたちで積極的に発信していくなど、「あたたかな心」を育むような機会づくり、学習の場づくりを進めていきます。

■ 取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
①福祉に関する教育・学習の場の促進	・ 家族や友人などと人権や福祉に関して語りあう時間を大切にしましょう。
②福祉に関する積極的な情報提供	・ 福祉教育に関する勉強会や研修等へ積極的に参加しましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①福祉に関する教育・学習の場の促進	・ 地域の施設や人材を活かし、人権教育や福祉教育に関する勉強会や研修、講習会の開催や施設見学、体験学習会などを実施し、身近な福祉の問題について考え、理解する場を設けていきましょう。
②福祉に関する積極的な情報提供	・ 地域福祉に関わる問題や地域活動団体についての情報提供に努めましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①福祉に関する教育・学習の場の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの時から成人期、高齢期に至るまで、すべての生活面において相手の立場を理解しようとする思いやり、優しさをはぐくむ学校教育や生涯学習の充実を図ります。また、ワークショップや参加型学習会の実施など、住民がより主体的に参加でき、学べる場の充実に努めます。 ・福祉について身近な話題をテーマとした講演会を開催します。 ・障がい者に対する理解を深めるなど福祉教育の充実を図っていきます。
②福祉に関する積極的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉による地域づくりに関する啓発活動や情報の提供を行うことで、町全体の福祉意識の醸成に努めます。また、様々な媒体を通して町内の活動事例を紹介するなど、わかりやすい情報提供に努めます。 ・ボランティア活動や福祉活動のPRを通じて、地域福祉活動の大切さを広報、啓発します。

(2) 地域活動の担い手づくり

地域福祉を安定的・継続的に進める上で地域住民一人ひとりが自らの問題として地域福祉への理解と関心を持つことが大切です。

また、多様化する福祉課題に対応するため、地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業等さまざまな担い手が求められていますので、地域活動を担う人材の育成と確保が必要となっています。これらの事を踏まえ、地域活動を担う人材の育成や推進役となるリーダー発掘に努めると共に、活動参加の機会づくりに取り組めます。

■取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
①地域活動を担う人材の育成	・ボランティア養成講座など、地域活動に関わる研修会の参加に努めましょう。
②ボランティア活動の普及・啓発	・地域の一員として、地域活動に積極的に参加・協力していきましょう。
③参加につなげるしくみづくり	・若年者や定年退職者等の地域活動への参加を進める、家族で活動に参加する、参加者は家族や友人などを誘うなど、みんなで誘いあって地域活動への参加を進めましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①地域活動を担う人材の育成	・社会福祉協議会と連携して地域活動を担う人材を積極的に育成しましょう。
②ボランティア活動の普及・啓発	・積極的に他の地域活動団体との交流や連携を図り、情報交換や意見交換を進めていきましょう。
③参加につなげるしくみづくり	・地域活動の拠点としていつでも活用できるよう、地区・老人集会所などを広く開放しましょう。 ・まずは興味の持てる活動から参加してもらうなど、気軽に参加できる雰囲気づくりを進めましょう。
④地域活動を推進するリーダーの発掘・育成	・住民の主体的な支え合いや助け合いを促進するため、地域活動を推進するリーダーの発掘・育成に努めます。ボランティア活動に意欲の高い住民や、サロン等で主体的に活動している住民を対象に、リーダー養成講座の開催を検討しましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①地域活動を担う人材の育成	・社会福祉協議会やボランティア団体と連携して、地域で身近な福祉活動を担う人材の育成を支援します。
②ボランティア活動の普及・啓発	・社会福祉協議会等との連携のもと、広報紙やホームページ等を活用し、住民に対しボランティア活動の普及・啓発を図ります。
③参加につなげるしくみづくり	・地域活動を通して、個々人の生きがいや達成感を見出すことができることを周知し、住民が地域活動に参加する意識を高めます。また、地域活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業などをより一層充実し、住民が地域活動に参加するしくみづくりに努めます。
④地域活動を推進するリーダーの発掘・育成	・社会福祉協議会や NPO などと連携して、地域で身近な福祉活動を担う人材の育成に努めます。

(3) 地域のつながりづくり

地域福祉を推進していくためには、地域住民自らがお互いに交流を深め、地域の問題を解決していこうとする意識が必要です。しかし、近年では地域のつながりが希薄化している状況もみられます。

地域のつながりをつくるために、身近な地域で住民同士が話し合える場づくりを進めていくとともに、隣近所同士でのあいさつや声かけなど、できることからつながりづくりを広げていくよう努めます。

また、地域活動や福祉サービスがあっても、利用者がそこへ行くことができなければ参加、利用することができません。交通手段が乏しい地域の人たちは、自ら自動車等による移動ができなければ、外出が困難です。現在は自動車等で移動が可能な人についても、今後、高齢化によって移動が困難になることが考えられます。

十分な交通手段を持たない高齢者や障がい者、子どもなどが気軽に外出、移動ができるよう、企業、地域団体、住民等が連携した取組が必要であり、それぞれが役割と責任を果たせるような方策を検討します。

■ 取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
②地域住民同士の交流促進	・積極的にあいさつをして、日ごろから隣近所とのつきあいを大切にしましょう。
③地域の見守り体制づくり	・高齢者等に対して行う声かけや訪問などの「さりげない見守り」「無理がない見守り」を通じて、高齢者等の安否確認を行いましょう。 ・高齢者等は支えられる立場だけではなく、地域住民とともに、自らも支える側としての役割を担うため、支援が必要なときは、自らSOSを発しましょう。
④社会参加の促進	・日ごろからのつきあいを大切に、進んで交流の場に参加しましょう。
⑤世代間交流の促進	・子どもと共に地域行事に参加するなど、親子のふれあいの機会や世代間交流の機会を設けましょう。
⑥交通手段確保のための対策の検討	・公的な移動支援サービスに関する情報を積極的に入手するよう心がけましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①地域の組織・団体の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決を地域全体で図るため、地区福祉委員会や地域ケア担当者会議等の各種協議会や連絡会、検討会の開催などにより、地域福祉活動団体相互の協力・連携体制づくりを支援し、活動団体間のネットワーク形成に努めましょう。
②地域住民同士の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが気軽に集まれる場として、事業所や地区・老人集会所などを広く開放するとともに、空き店舗や空き家等を活用した地域活動の拠点づくりを進めましょう。
③地域の見守り体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民や関係団体、見守り協力機関などが、地域の高齢者の様子からちょっとした変化を、地区福祉委員や地域包括支援センターなどの関係機関へ連絡しましょう。 ・社会福祉協議会等の地域団体と介護サービス事業所等の見守り協力機関との連携を進めるなど、地域における見守り活動を推進しましょう。
④社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者も気軽に参加できるような地域行事を企画し、地域全体での交流が広がるような取り組みを進めましょう。
⑤世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者をはじめ、子育て中の親や子どもたちが交流できるようなサークル活動やサロン活動の充実に努め、誘いあって積極的に参加しましょう。
⑥交通手段確保のための対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通は、住民の理解と協力を得て「ともに考え創り上げる」ということを基本とし、住民とともに多様な考えを実践に移す場を作りましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①地域の組織・団体の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体など地域内で活動している各種団体の交流により、多様化した問題の解決を図る協力・連携体制づくりを支援し、ネットワークの形成に努めます。また、地域福祉を推進する上で社会福祉協議会を中心的な組織として位置づけ、地域福祉活動を推進していくために相互に連携を図ります。
②地域住民同士の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所同士のあたたかい関係づくりに向けて啓発を行っていくとともに、様々な機会を通して声かけやあいさつ、近所付き合い、見守りなどを大切にしていける機運を高めます。
③地域の見守り体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における高齢者の見守り支援ネットワークの構築を図り、孤立死防止を踏まえた地域住民、関係機関、行政の包括的な見守りネットワークを整備します。 ・地域のボランティア、NPOなど、地域内の様々な資源を活用し、地域の課題に取り組める仕組みや環境づくりを整備します。
④社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一人暮らし高齢者や障がい者、子育て中の親など、孤立しやすい人々が社会参加できる機会を増やすことで、孤立感の解消や生きがいづくり、健康づくり、認知症の予防などにつなげます。
⑤世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や障がいの有無に関係なく、あらゆる人々が交流し、高齢者や障がい者にとっては生きがいづくりに、子どもにとっては社会性、協調性を養うことにつながるよう、高齢者の知恵や技能を活用した交流や地域の伝統文化、歴史に触れる活動、親子のふれあいの場の増加など、全世代的な交流活動を促進します。
⑥交通手段確保のための対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の確保が困難な地域では、行政や交通事業者だけの取り組みには限界があります。そのため、企業、福祉関連事業者、地域団体、住民等のそれぞれが各々の役割と責任を果たせるような方策を検討し、課題解決に努めます。

(4) 地域福祉団体・社会福祉協議会との連携

地域福祉を進める上で、地域の福祉を支える団体、組織などと協働していくことは必要不可欠であり、特に地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社会福祉協議会とは、連携体制をさらに強化していく必要があります。

地域福祉団体や社会福祉協議会に対する情報提供や活動への協力・助言等を行うよう努めます。

■ 取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
① 地域活動に関わる各種団体との連携	・ 地域の一員として、地域活動に積極的に参加・協力していきましょう。
② 社会福祉協議会の活動との連携	・ 協議会などへ参加を求められたときは積極的に協力していきましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
① 地域活動に関わる各種団体との連携	・ 団体活動や小地域ネットワーク推進活動への参加を通じ、地域課題把握に積極的に協力していきましょう。
② 社会福祉協議会の活動との連携	・ 小地域ネットワーク活動による日ごろからの見守り活動をはじめ、各種ネットワーク活動を通じて、地域において援護を必要とする人の的確な把握などによる連携を図りましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
① 地域活動に関わる各種団体との連携	・ 地域活動に関わる各種団体が活動に必要な知識や技術を身に付けるための研修や講座の開催を支援します。また、地域活動団体が活発な活動を行うため、国、府、町等の補助制度について情報提供を行います。 ・ 各種団体の活動に協力します。
② 社会福祉協議会の活動との連携	・ 社会福祉協議会の基盤の整備強化に努めるとともに、地域福祉を推進するための財源の確保や、住民参画の促進などを支援します。また、地域活動団体や地域住民の活動について、各々の自主性を尊重しつつ、活動の協力・助言を行います。

3 地域に参画できる環境づくり

(1) 地域福祉活動への住民参画

地域福祉を充実させ、より一層推進していくためには、地域の「人」の力が最も重要です。住民が気軽に地域福祉活動へ参画できるように、町が行っている計画や事業の普及啓発とともに、住民が自分の意見が反映されていると実感できるような体制づくりが必要です。

また、地域の活動は一定の決まった人のみが参画し、活動が固定化することが懸念されます。「健康」、「環境」等、様々な分野で活動している住民や団体を巻き込んだ取り組みを通して、地域の住民が交流したり、地域福祉活動に興味を持ってもらったりすることにより、幅広い分野や世代の住民が地域福祉の担い手として活躍できるよう努めます。

■取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
①住民参画への意識啓発	・自分たちでできることは自分たちで解決する自助・共助の意識を持ちましょう。
②住民参画のための体制づくり	・だれもが地域課題を適切な支援機関へとコーディネートできるよう、学習に努めましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①住民参画への意識啓発	・団体活動や小地域ネットワーク推進活動への参加を通じ、地域課題把握に積極的に協力していきましょう。
②住民参画のための体制づくり	・地域福祉活動に興味を持ってもらうため積極的に地域での会合を開催しましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①住民参画への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画等に対するアンケート及び意見募集の実施等を通して、住民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくため、住民に対して、町の計画づくりや事業への参加・参画について普及啓発を行い、まちづくりへの関心を高めます。
②住民参画のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画等に対するアンケート及び意見募集の実施等を通して、町における事業の計画、実施、評価について、住民が参画でき、十分に意見が反映される体制づくりを行います。

(2) 地域活動の拠点づくり

地域活動を行うためには、集まって相談したり、実際に活動したりするための拠点となる場所が必要になります。また、地域活動団体や地域住民組織と連携して地域課題に取り組む際には、より細やかに様々なニーズへ対応することが求められています。

こうした状況から、各地区の集会所については、身近な地域で住民が気軽に利用でき、地域活動を行う際の活動拠点として、住民主体の地域活動に広がりを持たせ、またその支援を行う役割を担うことができるよう取組みます。

■ 取り組み内容

自助（自ら解決する）

取り組み	内容
①自治会・小学校区単位での活動拠点づくり	・若年者や定年退職者等の地域活動への参加を進める、家族で活動に参加する、参加者は家族や友人などを誘うなど、みんなで誘いあって地域活動への参加を進めましょう。

共助（地域等で支え合う）

取り組み	内容
①自治会・小学校区単位での活動拠点づくり	・地区福祉委員会、ボランティア、NPO 等各種団体をはじめとする地域活動状況の広報や活動のコーディネート、公共施設等活動の拠点づくりに取組みましょう。

公助（行政が支援する）

取り組み	内容
①自治会・小学校区単位での活動拠点づくり	・各地区の集会所をはじめとした、地域の様々な資源を活用した活動拠点づくりや、交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行います。また、既存の活動拠点に対しては、人材育成や活動の活性化、ボランティア活動に関する情報提供など、活動拠点の機能向上を支援します。

第5章 計画の推進体制

1 住民、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域で生活している住民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、身近な地域で住民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、住民と行政、関係機関が協働した取り組みが不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体・関係機関や事業者が地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 地域における推進体制

地域福祉の推進のためには、地域コミュニティの形成と支援、すなわち地域内の役割分担を推進していくことが重要です。地域で暮らす住民の積極的な参画を促すとともに、地区福祉委員をはじめとする各種団体などとも連携を強め、地域全体が一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに、町としても積極的な支援を行います。

(2) 住民、ボランティア、NPOの役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア、NPO活動などに積極的に参加していくことが大切です。

(3) 地区福祉委員会の役割

町内5地域に地区福祉委員会を設置し、この委員会を基盤として援護を必要とする人、一人ひとりに対し地域住民が中心となり、保健・福祉・医療の関係者と協働し、「支え合い」「助け合い」の活動を小地域ネットワーク推進活動として実施しています。また、河南町社会福祉協議会の地区実践活動組織として各種関係団体の連絡調整を図り、協働してそれぞれの地区の実情にあわせた福祉問題に取り組むとともに、河南町社会福祉協議会の内部組織として地区住民の福祉を増進する活動を行っています。

(4) コミュニティソーシャルワーカーの役割

コミュニティソーシャルワーカーの役割は、高齢・障がい・子ども等の属性や分野に関係なく、また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な福祉課題に対応するための地域福祉セーフティネットを地域の実情に応じて構築するため、その構築に中核的な役割を担い、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るものです。また、地域福祉力（地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協働により解決していく力）の向上を目指すことを目的とすることで、地域福祉力が向上し、当該地域における福祉課題への早期発見・早期対応能力をはじめ総合的な対応能力を高める役割を果たしています。

(5) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員の役割は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うことによって、安心して暮らせるまちづくりを進めることです。民生委員児童委員は地域福祉の推進のため、社会福祉に関する活動を行う役割を担います。

地域住民の身近な相談、様々な福祉施策やサービス内容の把握・周知、必要なサービスが受けられるための援助、災害時など迅速な対応ができるよう、担当区域内の実態把握、要援護者（世帯）の見守りや子育て支援など支援内容が多分野にわたってくる中で、福祉・保健・医療・教育等さまざまな関係機関との連携・協力ができるよう身近な地域を基盤としたネットワークをつくり、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい環境づくりに推進します。

(6) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている社会福祉法人で、社会福祉向上のため「民間」の立場で相互の調整役として大きな役割を果たしています。

そのため、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担います。住民や地域活動団体等との話し合いの機会を持ち、地域福祉推進の先導役を果たすこととなります。

同時に、組織の充実及び機能強化をはじめ、地域の様々な課題・ニーズに即した事業の展開と対応を図ります。

(7) 事業者の役割

地域社会の一員として福祉サービスや医療等を供給する主体として住民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価や情報提供、地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

また、企業は高齢者や障がい者などの就業機会の拡充に取り組むとともに、地域でのボランティア活動などに取り組むことで、地域社会への貢献が期待されます。

(8) 行政の役割

これまで町が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後も実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。地域福祉の円滑な推進には、住民がその担い手となった主体的、積極的な取り組みが重視されるため、住民の地域活動・福祉活動に対する助言等の他、積極的な支援に関わっていきます。

住民及び事業者の地域活動に対し、その自発性を尊重し、住民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

また、住民、地域団体、ボランティア団体、NPO、教育委員会、企業などの地域福祉活動、地域づくり・まちづくりへの参画のしくみづくりを進めるとともに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築に向けて、条件整備を図っていきます。

さらに、普段から災害に備え、行政、関係機関、住民等による協力連携体制の構築を図り、災害が発生した際の体制づくりを、庁内関係各課と連携して進めます。

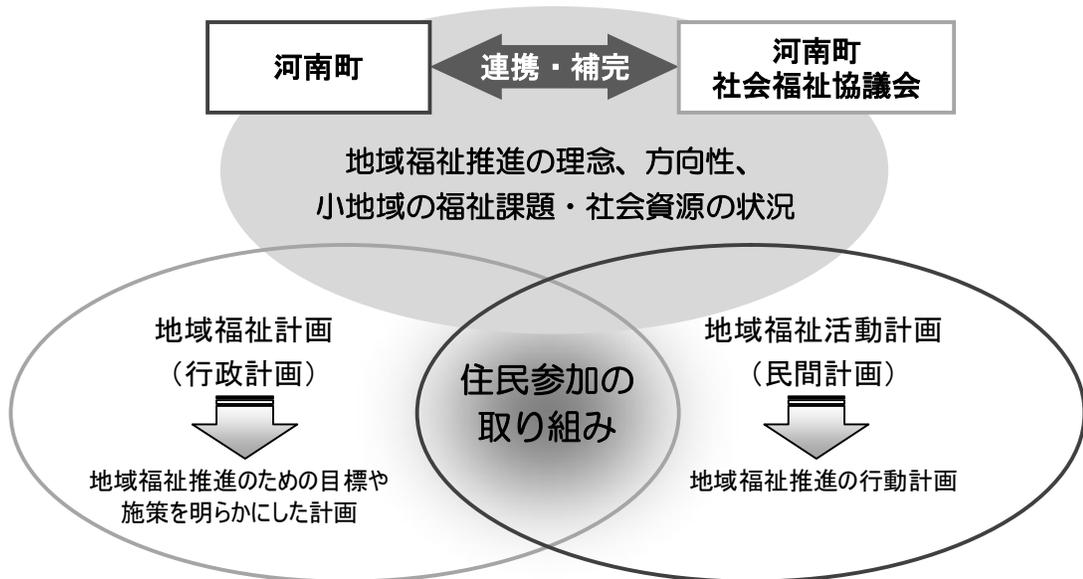
自力で避難することが困難な障がい者や高齢者等に対する安否確認や避難誘導がスムーズに行えるよう、災害時要援護者支援マニュアルの見直しの検討、希望者の登録制による安否確認とともに、自治会等と連携し、日頃からの見守り、要援護者の把握に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による事業の推進

「地域福祉計画」に対し、河南町社会福祉協議会では「第2期河南町地域福祉活動計画」を策定しており、地域福祉推進のための提言や住民主体の身近で具体的な行動計画が提示されています。

「第2期河南町地域福祉活動計画」では、小地域における見守り体制のあり方や権利擁護活動推進のための相談体制のあり方、地域ケアシステムについて重点的に推進していくことが重要です。地域福祉の実現には、行政計画と民間計画である地域福祉推進計画を連動させながら推進していく必要があります。

そのため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携し、本計画を推進していきます。



3 計画の公表及び評価

今回策定した地域福祉計画は、福祉における総合的計画であるため、現状の課題や生活課題の解決に向けたものであり、計画を推進するには、計画の進行管理と評価を行う体制を整備する必要があります。

地域福祉計画は、行政における各分野別の計画の基盤となることから、進行管理にあたっては、それぞれの計画との整合性を図りながら推進します。

(1) 計画の公表と活用

ひとりでも多くの住民に本計画の理念や視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうために、広報紙、ホームページなどを活用して周知に努めます。また、住民や地域活動団体、事業所において本計画の理念、視点などが共有され、それぞれの地域福祉推進の仕組みづくりが検討されるよう働きかけます。

(2) 庁内体制

計画の推進は、各部の横断的な連携が必要なことから、関係部署との連携を強化し、町の総合計画をはじめとした各関連計画等に照らし合わせ、各計画について適切な執行が行われているか進行管理に努め、検証を行います。

また、各施策の展開について、地域に密着した取り組みを具体的に進め、点検と評価を行います。

(3) 住民との協働

地域福祉の推進には協働のまちづくりが重要です。そのために、住民、地区福祉委員会、各種団体、NPO、社会福祉協議会などの地域福祉の担い手をはじめ、民間企業などと行政が一体となり、取り組めるネットワークづくりを推進します。

さらに、地域福祉を推進するため、世代間で交流を図りながら、地区別懇談会の継続・拡大等を検討し、住民のニーズや地域福祉の現状把握に努めるとともに、地域住民等の意見を反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

資料編

1 住民懇談会実施概要

(1) 住民懇談会の目的

住民懇談会は計画策定における住民参加の一つとして、参加者同士が地域の現状や課題、今後の方針をワークショップ形式で話し合うことで、今後、住民同士による助け合い、支え合い活動を推進するためのきっかけづくりとなり、その結果を、計画を策定する基礎資料として活用するために実施しました。

(2) 参加者の構成

地区ごとに参加者を募りました。第1回目は地区ごと、第2回目はテーマごとに分かれ、全2回のワークショップを実施しました。

(3) 住民懇談会の日程及び内容

	開催日時	会場	内容
第1回	平成24年 9月16日 (日)	河南町保健 福祉センター	【各地域の現状・課題・取り組みについて】 各地区のテーブルに分かれ、身近な地域での暮らしの中で自分自身が日頃から感じている地域のよいところや生活課題・福祉課題についてKJ法を用いて話し合い、現状をまとめグループ化しました
第2回	平成24年 10月14日 (日)		【テーマ別の現状・課題・取り組みについて】 第1回と同様に、KJ法を用いて現状・課題に対する取り組みを話し合いました 各テーマに関連する河南町全体の取り組みとして、日頃の住民生活の中で成果を上げていると実感することや、成果を上げる上で課題だと思われること、住民や団体が河南町全体として重点を置くべき取り組みを検討しました。

(4) 第1回のまとめ

■大宝地域

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援についてはほとんどなされていない。 ・学校との交流がない。 ・子育て支援。子どもたちと遊ぶ行事とグループ作り。 ・地域の子どもたちとふれあう機会がない。 ・黄色い旗が出ている家の人を全く知らない。(どんな人が住んでいるのか) ・子どもを預ける友達がいない。 ・自転車で走っていると危ない場面に何度も会う。 ・子どもの安全。通学路の歩道が狭い。雑草が生え、さらに通行困難。 ・子どもたちとの交流が少ない。 ・世代間交流については、小学校との交流の実績もあるが、幼稚園との交流が全くなされていない。(かなん幼稚園ということもある) ・小学校の統合で以前とは違った取り組みが必要。 ・人々の笑顔とあいさつが大切(子どもの頃からやること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の子ども会の拡張・拡充(低年齢も) ・子ども110番の周知啓発
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への活動が多様で活発に行われている。 ・ボランティア人口が多い。 ・近所の人との付き合い方が難しく思う。 ・若い人たちのボランティアを。 ・各地区のボランティア活動をもっと知ってほしい。 ・地域活動、地域イベントの充実 ・地域活動に無関心。 ・自治会組織の実用化。 ・新興住宅地独特の「うちのことはほっといて」がコミュニケーションを邪魔しているのでは。 ・地域のコミュニケーションが以前より困難になっているように思う。 ・地域の中で福祉活動に参加している人がほぼ同じ人たちである。 ・空き地の管理、草刈りをもっとこまめにしてほしいと思う。 ・障がい者の急増。成人になってからの障がい者に対応が必要。 ・地域の人たちの付き合いが希薄では？ ・大宝ではパトロールや清掃活動が活発なので、今後も続くことを願っている。 ・野良猫が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流を深めよう(総論から各論へ) ・自治会の実用化

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防車、救急車の進入路が一本であり、1秒を争う時に問題あり。 ・ 防犯、防災は5年前と比べて意識・組織とも大きく向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず自分の命を守る ・ 消防車、救急車の進入路の確保
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急放送が全く聞こえなかった。 ・ 公民館利用の申し込みについて ・ 老人ホーム、介護施設の問題多し。交流があまりない。 ・ 施設活用。3・4丁目集会所の地域活動への活用。 ・ 要援護者の調査、要援護者情報と個人情報との仕分け。 ・ ポール遊びができる所がない。 ・ 公園で誰も遊んでいない。 ・ ふれあい湯の今後。 ・ グループホームについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民のコミュニケーションの場の拡充
高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近、高齢者に関する問題が増えてきた。 ・ 敬老や配食、ふれあいなど、高齢者に対する取り組みは万全ではないものの、一定の評価はできる。 ・ 町との連携、特に情報面がうまくいっていないようだ。 ・ 高齢者対策、元気な高齢者の活用。 ・ ボランティアの高齢化。 ・ 孤独死防止について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者の情報の収集と対策
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化が他地区よりも高いので、特に足の問題が大きな課題となっている。 ・ 高齢化で買い物などが不便。 ・ 高齢者として買い物の不便さを感じる。 ・ 自家用車の地域活用 ・ 習い事があっても交通の便が悪いと大変。 ・ 交通の不便さ、マイカーに乗れなくなった時の不安 ・ 地区道路の補修順序について ・ 車がないと移動できない ・ 河南町は空気も景色もいいけれど交通が不便。 ・ 助けを必要とする要援護者の買い物、通院等の交通事情 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティバスの開発
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯意識。雨戸を閉めるだけで防犯効果があると思うけど、閉めていない家が多いように感じる。 ・ 空き地・空家の防犯対策 ・ 防犯意識。グーグルマップをご存知ですか。パソコンで皆の家の写真が見れます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自の防犯意識の向上 ・ 情報の共有

■中村地域

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の家庭内ひきこもりのゼロ化運動。 ・高齢者家族のみ世帯のごみの収集援助。 ・福祉委員の高齢化。 ・高齢者家族の買い物支援。（買い出しに行けない人の支援） ・緊急通報電話について、手続きの仕方についてもっと簡単に！（文明の利器も考えもの）ひとり暮らしの人などたくさん活用してほしいので。 ・子育て世代の交流の場が少なくなっている。 ・高齢者と子どものスポーツ大会（グラウンドゴルフ、ボウリング等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への訪問活動 ・いきいきサロン、他地域との交流 ・地域的に高齢者がますます増えるので、生きがい探しを積極的に ・友愛訪問の実施
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の交流の場が少なくなっている。 ・高齢者と子どものスポーツ大会。（グラウンドゴルフ、ボウリング等） ・子どもが外で遊んでいる姿を見かけない。 ・子どもの数が少ない。 ・子どもたちが遊べる機会を作る。 ・遊び場、公園など。 ・公園の汚さ、中村地区全体はわからないが、老人集会所のごみ・草など ・子どもの登下校時、安全・安心できる見守り。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昔のように小学校を解放。 ・小学生、中学生くらいの子どもたちが安心して遊べる場所、例えば学校の運動場の開放。 ・地域活動、三世代交流等を開き、絆の発端を教える。 ・熱射病予防のためのテントを増やす。 ・学校現場へ地域が要望を。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の救助方法。（実施訓練） ・災害時の行動が分からない。 ・隣近所のつながりがあまりないのでは。 ・40代、50代の横のつながりが無いのでは。 ・広報、スピーカー、聞き取りにくい、単一化されている。 ・広報のスピーカーの音で子どもが起きたりするので少々困っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災に中高生の活用を考えたものにすべき。 ・自分たちの地域にあった訓練を。 ・5地区で独自活動ができるように、意識の向上と実効を期待したい。 ・エイフが各地域から消えようとしている。それに代わる婦人会の工夫が必要ではないか。

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・環境について、野焼にビニール混入。雑草（杉、花粉） ・休耕田対策を確立する必要あり。 ・農道整備、水路整備による農業の効率化を。 ・校区全体が集まるような広場と集会施設を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しのルールを守る。 ・行政にお願いする。
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・外に出て皆と会話、遊べる催しを作る。 ・障がいのある方の就職相談所（身近にあれば） 	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問の実施
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の通行、安心安全。うす暗く一人歩きは危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車運転者の交通ルール講習会 ・自転車の整備点検

■河内地域

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り（情報の共有） ・いきいきサロンの参加者を増やしたい。 ・一人暮らしの人との交わりをどう進めるか。 ・高齢者の移動の自立。 ・横のつながり ・家族間の連絡 ・老人会の活動を知らせる必要がある。（会員以外の人に） ・高齢化が進んできているため病院に連絡 ・グラウンドゴルフが人気のようなのでそういう場所を設けてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの充実、いきいきサロンを活発にして充実を図る ・活動場所の確保既存集落地では、活動拠点である地区集会所が古く、またバリアフリー化もされていない。改修・改善の必要あり ・小学校の使用 ・白木公園の使用も考慮 ・老人クラブをより活発に
子ども （子育て）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域をつなぐPTA活動が見えない。 ・中学生以上の子どもたちの通学方法を改善する。 ・ファミリーサポート制度の設置。 ・何か災害があった場合どのようにしたらよいか。地震が起きた時。 ・乳幼児と保護者の地域内での居場所確保。 ・子どもたちの遊び方、学校開放。 ・子育てしやすい空間を確保する。 ・子どもの下校時の安全（見守り） ・0～5歳児の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校の安全について地域とPTAとの連携を密に ・活動場所の確保、学校開放も視野に入れる ・ファミリーサポート制度の設置 ・見守り隊の活動をより充実する
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・防災（一つにつきる） ・災害時の対策はどうするのか（地区内の連携） ・青色パトロールの実施で対策が上がっているが、住民の意識の向上をもっと図るべき。 ・防災・防犯の取り組みの充実を。 ・災害発生時の対応をもっと充実する。 ・防災、防犯についてはさくら坂全体で行う必要がある。（河内校区としても） ・災害時の避難経路の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色パトロールの充実 ・防災・防火訓練の実施 ・避難場所の確保 ・備蓄の保管 ・避難経路の整備 ・各自治会単位でマニュアルを作成、河内地域全体で共通認識を図る

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の有効活用、改善。（ルールの） ・住民の連帯感が低くなっている。 ・地区集会所の機能拡充。 ・住民相互の交流を深める。 ・地区集会所の一般利用料金の再考。 ・地域住民が気楽に集う場の確保。 ・地区集会所の使い勝手が悪い。（高齢者に対して） ・住民の自治力を高める。 ・住環境の価値を高める。 ・趣味の集まりの輪を広げる。 ・地域の買い物など生活を便利にする。 ・縦組織が強く横のつながりが少ない（自治会、区長会、老人会等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の活用の改善 ・使用料の再考（さくら坂集会所）など ・地域で気楽に集える場の設定 ・趣味の集まりの輪を広げる
道路・交通問題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の定着、発展。 ・公共交通を発達させる。 ・車などの交通の安全性を高める。 ・河内地区では特にさくら坂の子どもたち、中学生の通学路について道中が狭いため、自転車の通学については非常に危険。 ・さくら坂が交通不便のため、バスの回数を増便してほしい。 ・出かけるのに交通の便が少ない。 ・交通の便が悪い。改善すべき。 ・白木山の道の道路幅を広げてほしい。自転車通学が危ない。 ・公共交通の充実、学割を早急に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験バスの運行、定着化 ・歩道、自転車道の整備（狭小・段差の解消）

■石川地域

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に遊べる公園がない ・子どもの登下校の際に村の人の姿がない（村の人の協力） ・子どもが安全に遊べる場所が欲しい。 ・中学校の通学を石川地区全員自転車通学にしてほしい。 ・子どもの人数が少なく将来が不安。 ・子どもが悪いことをしていても注意ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学を役場へ要望。 ・子どもが安全に遊べる場所、給食センターの跡地を公園にしてほしい。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・青パトロールの際、子どもの姿を見ない。 ・石川保育園の送迎の車が危ない。 ・街灯が少なく夜道が危険。 ・石川公園の利用が少ない、有効に使える遊具が少ない。 ・公園内がシーンとしてるのでもっと子どもたちが遊べるように整備してほしい。 ・車からガソリンが抜き取られる、治安が悪い。 ・道路状況が悪い、交通事故が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青パトロール、下校時間の確認。 ・公園を地域活動に利用する。
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアのなり手が少ない。 ・ボランティアの参加者が少ない。 ・ボランティアに参加する人が減少している。 ・ボランティアの加入が少ない。 ・高齢者の年齢がわかりにくく、お祝い等しにくい。 ・いきいきサロンの参加者が少ない（高齢者の参加） ・個人情報遮断されているため、人との壁が厚く絆が薄い。 ・保健師さんの家庭訪問を多くしてほしい。（高齢者宅） ・プライバシーが重んじられて高齢者や障がい者の情報が分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長を先頭にPR活動をする。 ・若い人に参加をお願いする。

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の人との交流が少なくなった。 ・近所の大人でも子供でもあいさつできない人が多い。 ・井戸端会議程度の小さいグループで交流できる場があれば。 ・人間関係の交流が少ない。 ・世代交流の機会の場を作る。 ・お互い様意識の低下。自分さえよければ。 ・クリーンキャンペーンのような催しの数を多くする。(大きな単位だけでなく小さいものも) ・草むらに投棄物を無断で投棄するので、立て看板で警告した。 ・道路のポイ捨てが多い。 ・犬の散歩のマナー、糞がそのまま、一部の人のマナーがなっていない。 ・ペットの管理悪化(猫の放し飼い) ・犬の糞を門にさせている。 ・地区外からの粗大ごみの持ち込みが多い(増えている) ・町内から粗大ごみの投棄が多い。 ・ごみ出しのモラル低下。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親家族一緒に町内清掃。 ・クリーンキャンペーンを年2回に。子どもにお菓子。 ・行政からの警告の立て看板を倍増してほしい。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・老人会では、会員が段々少なくなっているので、もう少し60代や70代の方が入会していただけるようお願いしている。 ・高齢者の増加、若い人の居住が少なくなっている。 ・老人会ではコミュニケーションを深めるためにいろいろと行事や旅行をしている。入会者が少ないので会員が少なくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容及び募集の回覧をする。

■白木地域

テーマ	地域の現状・課題	取り組み
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、空家増加に伴う自治活動の困難化。 ・若年代の老人会の加入が少なく、高齢者が多い。 ・昼間独居の高齢者の交流の場が必要。 ・憩いの場所が必要。 ・健康づくりへの集団での取り組み。 ・高齢者の食事が貧しい状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への積極的呼びかけ。 ・健康づくり教室。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全を図る。 ・危険箇所の点検 ・地域ぐるみの見守り ・溝が多い。 ・危険箇所のマップが欲しい。 ・防災に関する意識が強くなってきている。 ・幹線道路での歩道がない。 ・道路が狭く、防犯・防災上問題。 ・歩道がガタガタ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の際の狭小道路の整備。 ・防災意識を高める（地区ごとに定期的に勉強会を行う） ・防災器具の整備・備蓄 ・集会所に防災用品を充実する。 ・見回り、声かけ
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉の充実が必要。 ・坂、段差が多く、将来車いすの生活になった時に不便。 ・障がい者の地域での交流する場が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、声かけ
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊ぶ公園が危険（蛇がでたり） ・投票場集約の弊害。 ・バスの本数が少ない。 ・入居年数が新しいため、細かい内容までわかっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動。 ・バスの増便。 ・地域と学校との連携 ・地域と小学校の共通行事の実施。 ・地域内でのあいさつ運動の輪を広げる。 ・村の会合をもつ。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが集まる場所（公園）がない ・子どもが外で遊ばない。引きこもり予備軍化？ ・子どもの遊び相手が少ない（いない） ・河南町に小児科がない。 ・子どもの人数（小学生）が少ないので大きな活動ができない。 ・子どものイベントが少ない。 ・子育ての場、お母さん方の交流が少ない。 ・子ども、青年の地域活動への取り込み ・子どもの見守り、子育てのための利用をもっと積極的にするお母さん達の集いを。 ・児童のあいさつがない。青色パトロールの実施中で出会った際の声かけでの返事（あいさつ）が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備 ・通学路の整備 ・小児科の増加 ・声かけ（あいさつ）の推進 ・子どもに携帯電話、インターネットに関する教育の実施。 ・地域の皆で声かけをする。 ・地域に子どもの声が聞こえるように。

(5) 第2回のまとめ

■ 高齢者

テーマ	河南町の取り組みの成果・課題	取り組み・提案内容
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間のふれあいの場がほしい。例) 全校いも煮会 ・地区集会所での高齢者との交流をいかに運営するか。 ・高齢者が自由に集える「いこいの場」がない(少ない) 浴場、談笑の場。 ・老人の憩いの場を作ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いこいの場の設置。 ・空家利用について町への要望。
高齢者の相互扶助	<ul style="list-style-type: none"> ・若手の老人会への入会がない。 ・老人会の高齢化。(社会全体の流れ) ・元気な人はサポーター呼びかけ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な人は皆サポーター。
高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・車に乗らない高齢者で要介護認定にならない方達の買い物の手伝いは。 ・高齢者が買い物をすることが大変になっている。 ・リサイクルのビン・カン・ペットボトル・プラスチックの日に、指定の場所に持ち出しができない。 ・元気な高齢者(若い方)のボランティア、期待できないか。 ・週2回の生ごみが出せない方がおり困っている。 ・助け合いの具体的なネットワーク。 ・元気な高齢者が多いのでどこまで声かけをしたらいいのか、わかりにくい。 ・サービスを受けようと思う人は自ら手を挙げる勇気。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の提供。 ・提供者は得(徳)をする。
高齢者の活動の場を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいを見つける取り組みが少ない。例) ふれあい農園 ・生きがいを感じる具体的なもの。例) グラウンドゴルフ、囲碁、将棋 ・個人が自立をできる努力をする。 ・今どきの高齢者は元気な方が多いので、もっと活躍の場を提供できないか。 ・元気な高齢者の活動を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人能力の発揮。
いきいきサロンの活動充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン等で、体操のみでなく、他の事を教えてもらいたい。 ・いきいきサロンへの参加が少ない。 ・いきいきサロンの参加者を増やしたい。(不参加者を参加させたい) ・いきいきサロンなど事業の参加者の顔ぶれが同じような方達なので、出てこない(出席されない)方達をどうするか。 ・高齢者による高齢者訪問。(友愛訪問) ・地域活動への呼びかけ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の一定化。

テーマ	河南町の取り組みの成果・課題	取り組み・提案内容
高齢者の 要援護 個人情報の 収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の年齢がわかりにくく、行政として情報提供してほしい。 ・ 誰がどのような支援を受けているかがわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所の助け合い。

■子ども

テーマ	河南町の取り組みの成果・課題	取り組み・提案内容
通学路	<ul style="list-style-type: none"> ・石川地区全員、自転車通学にしてほしい。 ・小学生の通学路、安全上、歩道を設定。 ・河南中学校生については、常に自転車通学（安全性）が問題提起されている。各校区とも共通の課題。 ・子どもの通学の見守りを、地域ぐるみで行う。（危険箇所の点検や声かけ） ・通学路、危険箇所などを把握する。 ・子どもたちの安全を守るために、大人が地域改善に努める。 ・大宝地区と石川地区間の道幅を、溝にふたをして広げる工事をしてきている。（安全面） ・家庭や地域における子育て機能が低下しているので、高齢者等の知識を活かして子育ての助言を行う。 ・中学校の登校→スクールバスの導入。（安全確保のため） ・通学路の安全、雑草が歩道を塞いで危険との認知が低いと思う。定期的な除草を。 ・通学路（方法）の見直し、安全な通学路の確保。 ・公園、道路など子どもが被害にあった場所などを実際に調査し、街の中に潜む危険箇所を把握する。 ・危険箇所マップを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生の通学路の安全確保。 <li style="text-align: center;">↓ 危険箇所を把握する、地域で見守る。 <li style="text-align: center;">↓ ブルーガードの有効利用。 下校時に家におられる方は外に出てもらう。
遊び場	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがのんびり遊ぶ時間がない。 ・遊び場（公園）を各地区最低1箇所は確立する。 ・遊び場がないため、道路での自転車遊びなど、危険と隣合わせなのが心配。 ・外で遊ぶ子どもの声が聞こえないので、安全に遊べる場所がほしい。 ・学校の開校問題は、池田小学校の事件から難しいのでは。 ・公園での子供の数が少ないのでは。就学関係と5時までは、季節によって変えるべき。 ・5時の放送を季節によって変えるべき。 ・地域の大人と子供が触れあえる行事があれば、積極的な参加を。 ・ゆとり教育後、宿題が多すぎて外でのんびり遊ぶ時間がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊びの大切さを認識することが大事。 <li style="text-align: center;">↓ 子どもが遊べる場所を確保する。 子どもが遊べる時間を確保する。 見守り活動、大人が積極的に子育てに参加、見守る。

テーマ	河南町の取り組みの成果・課題	取り組み・提案内容
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・ ママ、パパが子育てや教育の最先端であることへの自覚がほしい。 ・ 小学生の人数が少なくなっているが、今後どのようにしていくのか。 ・ 子ども会の充実がテーマになっていますが、逆に廃止したところもあり、子ども会のあり方そのものの再考が必要。 ・ 放課後児童会の人数が少なくなっているが、どのようにしているのか。 ・ 保育園の待機児童は少なくなっているのだろうか。 ・ 0～3歳までの子育てが少なくとも大宝地区に関してはあまり協力体制がなされていない。 ・ 近隣で子どもたちの騒ぎ声が聞こえることに安らぎを感じる。 ・ 町や社協の子育て支援事業をもっと活用することで、親の交流が進む。 ・ ブルーガードパトロールをすることで、少しでも多くの人に関心を持ってきている。 ・ 大人から子供たちにあいさつ、声かけに努める。子どもの方から返事が戻ってくるのでは。 ・ 集会等で登下校した子供を預けられないか。高齢者等が協力して。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援制度の周知。 ・ 集会所等を利用して、高齢者の方が子どもの見守りを行う。 ・ 若い世代を住みやすくしてもらえたら、子どもの数が増えると思う。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉が充実した町であることをアピールする。例) 待機児童が0人等。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題。 ・ 近つ飛鳥小学校に統合されており、石川と大宝との協力がまだ始まったばかりで、今後どうやっていくのか課題として残っている。 ・ かなん幼稚園との交流が少ない。 ・ 図書館の充実を希望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策としてのいじめ等の実態調査が必要なのでは。 ・ 交流行事、話し場づくり他。 ・ 全小中学校が合同で行う企画があれば。 ・ 高齢者との交流を学校単位でカリキュラムに盛り込む。 ・ 河南町小学校全部でのスポーツ大会などのイベントがあればいいのでは。 ・ 図書館の地域分室化。 ・ 蔵書の充実。

■ 防災

テーマ	河南町の取り組みの成果・課題	取り組み・提案内容
防災意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・防火訓練（避難経路）備蓄の状況。 ・ 防災意識のさらなる向上。 ・ 防災意識、他人ではなく各々が自覚を持って対応。 ・ 河南町にくる災害の（予測できる範囲で）ビデオを作ってほしい。老人会、婦人会、子ども会、いきいきサロンなどで上映して、生きた防災訓練をしてほしい。（防災意識の向上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者マニュアルのさらなる展開。 ・ 自主防災組織充実のための補助。 ・ 災害時要援護者に対する支援体制の推進。 ・ 防災、防犯意識のさらなる向上。
マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者マニュアル、要援護者の把握、内容の理解、コミュニケーションの活性化、潜在的な要援護者の把握。 ・ 要援護マニュアルが全く役に立っていない。非常時の展開から即対応するシステムになっていない。 ・ 自治会単位でマニュアル作成。 	
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内放送内容に変化を付ける、広報かなんの活用。 ・ 緊急放送が聞こえにくい。 	

■ 防災

テーマ	河南町の取り組みの成果・課題	取り組み・提案内容
青色パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青色パトロールの成果が上がっている。 ・ 青色パトロールを河内地区で巡回しているが、時期的なものがあるのか子どもの姿が見えない。 ・ 青色パトロール活動（全体の状況）がほしい。 ・ 青色パトロール、犯罪はなくなる、近隣、自己防護、まちぐるみ、情報交換。 ・ 青色パトロール、取り組みは大変よいと思う。 ・ 小学生の登下校の見守りの取り組みは良い。ジャンパー、例えば見守り隊と書いた服を着れば見た目にも防犯になるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラの充実。 ・ 青色パトロール、徒歩巡回パトロールの推進。 ・ 防災、防犯意識のさらなる向上。
防犯意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯意識が低い、鍵をかけないで外出する。 ・ 空き家が増えている中で、防犯対策が必要。 ・ 自助、共助という視点から隣近所とのコミュニティの形成。（声かけ） 	
防犯施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街灯が消えていてもなかなか直らない。 ・ 自転車の夜間運転、分かりにくいので目印を付けてほしい。 ・ 防犯カメラの有効性をもっと理解を図るべき。藤井寺市犯罪激減。 ・ 通学路の安全確保。 ・ 歩道がないところが多い。 ・ 道路狭小箇所の整備。 	

■地域活動

テーマ	河南町の取り組みの成果・課題	取り組み・提案内容
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと大人のコミュニケーションの場があればよい。 ・子ども（中学生）のモラルが低い ・住民同士のつきあいが薄い。 ・世代間の交流、さらに深化させるためにはどうすべきか。 ・小地域ネットの充実により、高齢者間のコミュニケーションを深める。 ・心の病気の患者を抱える家族のケアをする場があれば ・モラルが低い（タバコ、ポイ捨て） ・趣味の集まりの輪を広げる。 ・社協と地域の連携をより強める必要あり。 ・役場、福祉委員会からの情報提供（個人）をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあう機会の場を増やす。 ・指導者、リーダーの育成。 ・各地区で活動している団体の横のつながりを深める。
施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館利用も順番取りが大変なので、空き家を町が買い取って場所の提供をしてほしい。 ・地区施設の有効活用を進める（集会所のバリアフリー等） ・町内の全集会所の使用ルール、公示及び有効活用化する、パソコンでのデータ化。 ・地域で子ども、高齢者、障がい者に関心を持つ。 ・子どもの遊び場等の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の有効活用。 ・高齢者、障がい者が使いやすい施設にする。
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動による高齢者の在宅訪問により、実態が把握されている。 ・ボランティア活動が個人的に負担のかからないような時間（お金）の使い方。 ・町を縦断するコミュニティバスがあれば。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区間の横のつながりを深める。 ・利便性向上のための交通機関の整備。

■ 交通

テーマ	河南町の取り組みの成果・課題	取り組み・提案内容
通学路	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点での飛び出し注意を喚起する看板があまり目立たない。 ・通学中、速度制限や通行止めの措置をとる。 ・路地にも必ず街灯を設置してほしい。 ・子どもの通学路に歩道スペースがないところがある。 ・信号のない、交通量の多い横断歩道、なかなか渡れない。もっと大きく看板や標識を出す。 ・通学路に幅広い側溝が多々あって、何度か子どもが落ちている。蓋をしてほしい。 ・通学路の安全。 ・中学校への自転車通学見直し。 ・自転車の通学路の道幅が狭い。（白木バイパス） ・自転車専用道の設置で通学路の安全確保。 ・サンヨーメディカル付近の用水路の蓋。幼稚園児が川に落ちた。 ・道路の段差や高低差を少なくし、自転車を乗りやすく、歩きやすくする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の自転車、歩行者の列運行の徹底。 ・交通量の多い横断歩道等に標識看板の設置。 ・通学中の速度制限や迂回の措置をとる。
バス	<ul style="list-style-type: none"> ・やまなみバスの停留所を見直し、増やす。 ・公共交通機関利用では行けない医院への交通の便を町のバスで補う。 ・最終バスの時刻が早すぎる。 ・バスの回数を増やす、時間の間隔をできるだけ短く。 ・金剛バスの本数が少ない。 ・バスの便数が少ない。（駅までのバス、具体的には金剛バス） ・コミュニティバスを利用する。 ・送迎（自家用車）、業者と交渉。 ・総合体育館へ往復する子どもたちのための交通について。（乗り合わせか） ・バスの増便。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの新規参入の実現（デマンドバス等） ・金剛バスの時刻、本数の改善。 ・やまなみバスの停留所の見直し。 ・スーパーからの送迎バスの希望。
交通マナー	<ul style="list-style-type: none"> ・西山開発地の道路の停止線。 ・高齢者の運転マナー講習会を開く。 ・自転車に乗る際の交通マナー指導、講習。 ・西山開発地のビニール焼の禁止。 ・ダンプカーが多く走る道路で対向車待ちの折り、クラクションで礼をすることが多い。昼は手でよい。 ・住宅地の路上駐車を減らす呼びかけ。 ・ダンプは交通量の少ない道を走るように。 ・自転車の列運行（指導）。歩行者も同じ、両端で歩かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全意識を高めるために、年代別の講習会の実施。 ・住宅地等地域での路上駐車を減らす呼びかけをする。（回覧板等） ・開発地域へのダンプ（工事車両）等の乗り入れの安全確保。

2 策定委員会設置要綱

河南町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、河南町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、河南町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から当該計画の策定が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 策定委員会は、協議すべき事項の調整を図るため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表2に掲げる課に属する職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長それぞれ1名を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長が必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず関係各課等の担当者等に会議の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

8 作業部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部高齢障がい福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

3 策定委員名簿

河南町地域福祉計画作成委員会委員名簿

順不同・敬称略

◎委員長 ○副委員長

	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	学識経験者	◎農野 寛治	大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科	教授
2	医療関係	仲谷 宗裕	富田林医師会	理事
3	社会福祉事業者	○大林 登	河南町社会福祉協議会	副会長
4	社会福祉事業者	三木 義弘	特別養護老人ホーム（菊水苑）	総合施設長
5	社会福祉事業者	古川 督	生活支援相談室 しなが	施設長
6	福祉活動団体	廣野 清枝	河南町民生委員・児童委員協議会	会長
7	福祉活動団体	松井 勝彦	河南町老人クラブ連合会	会長
8	福祉活動団体	大門 晶子	河南町エイフボランティアネットワーク	会長
9	福祉活動団体	近藤 雅美	河南町ボランティア連絡会	会長
10	福祉活動団体	辻元 修子	河南町母子寡婦福祉会	会長
11	社会教育活動団体	藤原 充	河南町青少年指導員連絡協議会	会長
12	住民代表	笈 俊彦	河南町区長会	会長
13	住民代表（当事者）	遠藤 勉	河南町身体障害者協会	会長
14	住民代表（当事者）	鴻巣 十二子	河南町手をつなぐ親の会	代表
15	行政機関	小川 ひろみ	大阪府富田林保健所	地域保健課長
	合計	15名	計	
16	行政機関 （オブザーバー）	鈴木 正彦	大阪府富田林子ども家庭センター	所長

4 用語解説

【あ】

●NPO

NonProfit Organization またはNot-for-Profit Organization の略。民間非営利組織のことをいう。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

【か】

●協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

●KJ法

アイデアや意見をフセン紙に記入し、グループ化する作業の中から話し合いを進める手法。考案した日本の文化人類学者川喜田二郎氏の頭文字を取って「KJ法」と名付けられた。

●権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢者や障がい者など社会的に不利な立場にある人々に対する人権侵害（財産侵害や虐待等）を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明すること（代弁）をいう。

●子育て支援センター

子育てに関する相談や子育てサークルへの支援、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する支援を行う機関。

【さ】

●社会福祉協議会

住民の福祉向上を目的として、地域住民、公私の福祉関係機関・団体により構成された社会福祉法人。社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉推進の核として位置づけられている。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た】

●地域包括支援センター

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種が配置され、高齢者やその家族からの相談、ケアプランの作成、介護予防の推進、介護者の支援、認知症支援、高齢者の権利擁護などに取り組んでいる。

●デイジー（DAISY）

Digital Accessible Information Systemの略。主に視覚障がい者など、普通の印刷物を読むことが困難な人々の情報システムで、デジタル録音図書の国際標準規格となっている。

●DV

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人などのパートナーから暴力を受けること。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

【な】

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障害により持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

●ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、高齢者も障がい者も、子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加ができること。

【は】

●バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くこと。広くは、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

●ボランティア

個人の自由な意思によって、金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は、「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、学校教育等の一環としてのボランティアや有償ボランティアもある。

【ま】

●マニュアル

一般的には、初心者や未経験者がいることを適切に行うための方法や基準、個々の役割等を解説した文書のこと。

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

【わ】

●ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いに関わらず、誰もが自由に意見を言いやすく、形式張らないよう工夫された会議の手法。住民参加型のまちづくりなどで、合意形成のために使われることが多い。